

議案第158号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成25年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(さいたま市行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市行政財産の使用料に関する条例（平成13年さいたま市条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	使用区分	単位	使用料	種類	使用区分	単位	使用料
土地	1 建物若しくは工作物の敷地又は材料置場等として使用させる場合	[略]	当該土地の適正な価格に市長が定める率を乗じて得た額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額）	土地	1 建物若しくは工作物の敷地又は材料置場等として使用させる場合	[略]	当該土地の適正な価格に市長が定める率を乗じて得た額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額）
	2 電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類するものの用		さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）別表に定める額に相当する額（当		2 電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類するものの用		さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）別表に定める額に相当する額（当

	地として使用させる場合		該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額)		地として使用させる場合		該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額)
	3	[略]			3	[略]	
建物	1 建物の全部を使用させる場合	[略]	次に掲げる額の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 ア・イ [略]	建物	1 建物の全部を使用させる場合	[略]	次に掲げる額の合計額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額 ア・イ [略]
	2	[略]	[略]		2	[略]	[略]
	[略]				[略]		
備考	[略]			備考	[略]		

(さいたま市図書館条例の一部改正)

第2条 さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料) 第19条 大宮図書館展示ホールの使用料は、 <u>3,540円</u> とする。 2 [略]	(使用料) 第19条 大宮図書館展示ホールの使用料は、 <u>3,450円</u> とする。 2 [略]

(さいたま市青少年宇宙科学館条例の一部改正)

第3条 さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前			
別表第1（第10条関係）		別表第1（第10条関係）			
区分	入場料（1人1回の入場につき）	区分	入場料（1人1回の入場につき）		
一般	510円	一般	500円		
[略]		[略]			
備考	[略]	備考	[略]		
別表第2（第10条関係）		別表第2（第10条関係）			
種別	使用料		種別	使用料	
	午前	午後		午前	午後
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時
青少年ホール	4,110円	8,220円	青少年ホール	4,000円	8,000円
視聴覚ホール	2,050円	4,110円	視聴覚ホール	2,000円	4,000円
パソコン教室	3,800円	4,830円	パソコン教室	3,700円	4,700円

（さいたま市宇宙劇場条例の一部改正）

第4条 さいたま市宇宙劇場条例（平成13年さいたま市条例第126号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入場料及び利用料金)	(入場料及び利用料金)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 前項の規定にかかわらず、宇宙劇場ホールにおいて特別の企画による投影を行う場合は、1人につき <u>2,050円</u> の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得てその都度定める額の入場料を徴収することができる。	2 前項の規定にかかわらず、宇宙劇場ホールにおいて特別の企画による投影を行う場合は、1人につき <u>2,000円</u> の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得てその都度定める額の入場料を徴収することができる。
3～5 [略]	3～5 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料等の徴収等)

第16条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、委員会が宇宙劇場の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第1に定める額の範囲内及び2,050円の範囲内において市長が定める入場料並びに別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第9条第1項から第3項まで、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者(第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)」に、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額の入場料」とあるのは「市長に、入場料」と、同条第2項中「1人につき2,050円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得てその都度定める入場料」とあるのは「入場料」と、同条第3項中「指定管理者に、あらかじめその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「市長に、あらかじめ使用料」と、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第1(第9条、第16条関係)

宇宙劇場ホール入場料

単 位	個人・団体の別	金 額	
		大 人	小 人
1人1回につき	個人	610円	[略]
	団体	490円	

備考 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料等の徴収等)

第16条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、委員会が宇宙劇場の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第1に定める額の範囲内及び2,000円の範囲内において市長が定める入場料並びに別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第9条第1項から第3項まで、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者(第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)」に、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額の入場料」とあるのは「市長に、入場料」と、同条第2項中「1人につき2,000円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得てその都度定める入場料」とあるのは「入場料」と、同条第3項中「指定管理者に、あらかじめその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「市長に、あらかじめ使用料」と、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第1(第9条、第16条関係)

宇宙劇場ホール入場料

単 位	個人・団体の別	金 額	
		大 人	小 人
1人1回につき	個人	600円	[略]
	団体	480円	

備考 [略]

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第16条関係）

宇宙劇場ホール・集会室等利用料金

時間区分 室名		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後5時3 0分～午後 9時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	
ギャラリー 兼 集会室	第1	ギャラリー	—	—	—	—	4,200円	
		集会室	1,970円	3,980円	4,560円	5,950円	8,540円	10,490円
	第2	ギャラリー	—	—	—	—	—	4,200円
		集会室	1,970円	3,980円	4,560円	5,950円	8,540円	10,490円
	第3	ギャラリー	—	—	—	—	—	1,970円
		集会室	1,020円	2,080円	2,330円	3,100円	4,410円	5,430円
スタジオ		1,380円	2,800円	3,140円	4,180円	5,940円	7,320円	
研修室		2,570円	5,150円	5,860円	7,720円	11,010円	13,570円	
宇宙劇場 ホール	平日 のみ	午前9時～午後2時30分					22,210円	
附属設備		市長が別に定める額						

備考

- 1 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金は、上記表の利用料金（附属設備に係る利用料金を除く。以下同じ。）に次に定める率を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を加算した額とする。
 (1) 入場料が2,050円未満のとき 100分の50
 (2) 入場料が2,050円以上のとき 100分の100
- 2 市外居住者が利用する場合の利用料金は、上記表の利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算した額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 3 「平日」とは、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までをいう。
- 4 ギャラリーの利用については、全日を単位とする。
- 5 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 6 利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、延長時間1時間につき、規定利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(さいたま市公民館条例の一部改正)

第5条 さいたま市公民館条例（平成13年さいたま市条例第127号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第14条関係）					別表第1（第14条関係）				
時間 区分 施設	午前	午後	夜間	全日	時間 区分 施設	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
講座室1	<u>400円</u>	<u>530円</u>	<u>460円</u>	<u>1,390円</u>	講座室1	<u>390円</u>	<u>520円</u>	<u>450円</u>	<u>1,360円</u>
講座室2	<u>400円</u>	<u>530円</u>	<u>460円</u>	<u>1,390円</u>	講座室2	<u>390円</u>	<u>520円</u>	<u>450円</u>	<u>1,360円</u>
講座室3	<u>430円</u>	<u>570円</u>	<u>500円</u>	<u>1,500円</u>	講座室3	<u>420円</u>	<u>560円</u>	<u>490円</u>	<u>1,470円</u>
和室	<u>880円</u>	<u>1,180円</u>	<u>1,020円</u>	<u>3,080円</u>	和室	<u>860円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,000円</u>	<u>3,010円</u>
アトリエ	<u>890円</u>	<u>1,190円</u>	<u>1,030円</u>	<u>3,110円</u>	アトリエ	<u>870円</u>	<u>1,160円</u>	<u>1,010円</u>	<u>3,040円</u>
音楽室	<u>910円</u>	<u>1,220円</u>	<u>1,060円</u>	<u>3,190円</u>	音楽室	<u>890円</u>	<u>1,190円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,120円</u>
レクリエーションホール1	<u>450円</u>	<u>600円</u>	<u>530円</u>	<u>1,580円</u>	レクリエーションホール1	<u>440円</u>	<u>590円</u>	<u>520円</u>	<u>1,550円</u>
[略]					[略]				
学習室1	<u>540円</u>	<u>710円</u>	<u>630円</u>	<u>1,880円</u>	学習室1	<u>530円</u>	<u>700円</u>	<u>620円</u>	<u>1,850円</u>
学習室2	<u>550円</u>	<u>740円</u>	<u>640円</u>	<u>1,930円</u>	学習室2	<u>540円</u>	<u>720円</u>	<u>630円</u>	<u>1,890円</u>
学習室3	<u>420円</u>	<u>560円</u>	<u>490円</u>	<u>1,470円</u>	学習室3	<u>410円</u>	<u>550円</u>	<u>480円</u>	<u>1,440円</u>
多目的ホール	<u>3,110円</u>	<u>4,150円</u>	<u>3,630円</u>	<u>10,890円</u>	多目的ホール	<u>3,030円</u>	<u>4,040円</u>	<u>3,530円</u>	<u>10,600円</u>
備考	[略]				備考	[略]			

(さいたま市立少年自然の家条例の一部改正)

第6条 さいたま市立少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第13条関係）			別表（第13条関係）		
1 さいたま市立館岩少年自然の家			1 さいたま市立館岩少年自然の家		
区分	利用者	使用料（1人1泊につき）	区分	利用者	使用料（1人1泊につき）
市内	小・中学校の児童及び生徒	<u>380円</u>	市内	小・中学校の児童及び生徒	<u>370円</u>
	その他の者	<u>650円</u>		市外	その他の者
市外	小・中学校の児童及び生徒	<u>730円</u>	市外		小・中学校の児童及び生徒
	その他の者	<u>1,460円</u>		市外	その他の者
2 さいたま市立赤城少年自然の家			2 さいたま市立赤城少年自然の家		
	利用者	使用料（1人1泊につき）		利用者	使用料（1人1泊につき）
	[略]			[略]	
	その他の者	<u>610円</u>		その他の者	<u>600円</u>
備考 [略]			備考 [略]		

（さいたま市うらわ美術館条例の一部改正）

第7条 さいたま市うらわ美術館条例（平成13年さいたま市条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
区分	観覧料（1人1回につき）		区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体（20人以上）		個人	団体（20人以上）
一般	<u>1,540円</u>	<u>1,230円</u>	一般	<u>1,500円</u>	<u>1,200円</u>
大学生・高校生	<u>1,130円</u>	<u>920円</u>	大学生・高校生	<u>1,100円</u>	<u>900円</u>

中学生・小学生	510円	410円
---------	------	------

備考 [略]

別表第2 (第6条関係)

区 分		特別観覧料 (1点1回につき)
熟覧		530円
模写・模造		2,160円
撮影	学術研究用 カラー	530円
	[略]	
その他	カラー	4,320円
	モノクローム	2,160円

別表第3 (第11条関係)

施設等の名称	使用料 (1週間につき)
展示室A	362,880円
展示室B	173,820円
展示室C	37,740円
展示室D	52,860円
応接室	7,560円
[略]	

備考 [略]

中学生・小学生	500円	400円
---------	------	------

備考 [略]

別表第2 (第6条関係)

区 分		特別観覧料 (1点1回につき)
熟覧		520円
模写・模造		2,100円
撮影	学術研究用 カラー	520円
	[略]	
その他	カラー	4,200円
	モノクローム	2,100円

別表第3 (第11条関係)

施設等の名称	使用料 (1週間につき)
展示室A	352,800円
展示室B	169,000円
展示室C	36,700円
展示室D	51,400円
応接室	7,350円
[略]	

備考 [略]

(さいたま市浦和ふれあい館条例の一部改正)

第8条 さいたま市浦和ふれあい館条例 (平成13年さいたま市条例第142号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表 (第11条、第17条関係)					別表 (第11条、第17条関係)				
施設名	利用料金				施設名	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時30分		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時30分

			30分	
第1会議室	<u>7,340</u> 円	<u>14,090</u> 円	<u>18,200</u> 円	<u>34,760</u> 円
第2会議室	<u>2,410</u> 円	<u>4,610</u> 円	<u>5,970</u> 円	<u>11,410</u> 円
シルバーキッチン	<u>2,090</u> 円	<u>4,080</u> 円	[略]	
和室	[略]		<u>3,670</u> 円	[略]
展示ホール	午前9時～午後5時		<u>3,140</u> 円	
[略]				
備考 [略]				

			30分	
第1会議室	<u>7,140</u> 円	<u>13,700</u> 円	<u>17,700</u> 円	<u>33,800</u> 円
第2会議室	<u>2,350</u> 円	<u>4,490</u> 円	<u>5,810</u> 円	<u>11,100</u> 円
シルバーキッチン	<u>2,040</u> 円	<u>3,970</u> 円	[略]	
和室	[略]		<u>3,570</u> 円	[略]
展示ホール	午前9時～午後5時		<u>3,060</u> 円	
[略]				
備考 [略]				

(さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例の一部改正)

第9条 さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例（平成13年さいたま市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条、第16条関係)

1 基本利用料金

利用区分 室名		午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
多目的ホール		1,250円	1,560円	1,770円	2,810円	3,330円	4,580円
和室		510円	620円	730円	1,130円	1,350円	1,860円
調理実習室		930円	1,250円	1,350円	2,180円	2,600円	3,530円
会議室	201会議室	510円	730円	830円	1,240円	1,560円	2,070円
	301会議室	730円	930円	1,030円	1,660円	1,960円	2,690円
	302会議室	510円	620円	730円	1,130円	1,350円	1,860円
	303会議室	730円	930円	1,030円	1,660円	1,960円	2,690円
	304会議室	930円	1,250円	1,350円	2,180円	2,600円	3,530円
	401会議室	620円	830円	930円	1,450円	1,760円	2,380円

2 増利用料金

市外居住者が利用する場合は、基本利用料金に増利用料金（当該基本利用料金に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。））を加算する。

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 2 利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、延長時間1時間につき、規定利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正)

第10条 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
診断書		診断書	
〔普通診断書〕	1通につき <u>510円</u>	〔普通診断書〕	1通につき <u>500円</u>
〔特別診断書〕	1通につき <u>1,540円</u>	〔特別診断書〕	1通につき <u>1,500円</u>
証明書	1通につき <u>510円</u>	証明書	1通につき <u>500円</u>
医師意見書		医師意見書	
初回	1通につき <u>5,400円</u>	初回	1通につき <u>5,250円</u>
2回目以降	1通につき <u>4,320円</u>	2回目以降	1通につき <u>4,200円</u>

(さいたま市保健所条例の一部改正)

第11条 さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料及び手数料)	(使用料及び手数料)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 診断書及び証明書の交付手数料の額は、1通につき <u>1,530円</u> の範囲内で規則で定めるものと	3 診断書及び証明書の交付手数料の額は、1通につき <u>1,490円</u> の範囲内で規則で定めるものと

する。	する。
-----	-----

(さいたま市こころの健康センター条例の一部改正)

第12条 さいたま市こころの健康センター条例（平成14年さいたま市条例第103号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料及び手数料) 第3条 [略] 2 [略] 3 診断書及び証明書の交付の手数料の額は、1通につき <u>1,530円</u> の範囲内で規則で定めるものとする。	(使用料及び手数料) 第3条 [略] 2 [略] 3 診断書及び証明書の交付の手数料の額は、1通につき <u>1,490円</u> の範囲内で規則で定めるものとする。

(さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部改正)

第13条 さいたま市墓地及び納骨堂条例（平成13年さいたま市条例第193号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第13条関係）				別表第1（第13条関係）			
施設	単位	使用料	管理料	施設	単位	使用料	管理料
諏訪入墓地 善前墓地 諏訪入第2墓地	[略]		年額 <u>530円</u>	諏訪入墓地 善前墓地 諏訪入第2墓地	[略]		年額 <u>520円</u>
青第1ブロックから			年額	青第1ブロックから			年額

山苑墓地	第8ブロックまで		5,400円	
	第9ブロック			
	第10ブロックから第14ブロックまで		年額 1,790円	
思い出の里市営霊園	芝墓地		年額 1,280円	
	普通墓地			
	立体墓地	屋内墓地	6体用	年額 6,780円
			8体用	
	屋外墓地	4体用	年額 2,930円	
8体用				
[略]				

備考 [略]

別表第2 (第21条関係)

施設	単位	使用料
青山苑納骨堂	1壇型	[略] 年額 32,400円
	2壇型(上)	年額 17,280円
	2壇型(下)	年額 15,120円
	5壇型	年額 5,400円
	和室	1時間につき 1,080円
	祭壇	2時間につき 1,080円
思い出の里納骨堂		年額 1,470円
ひかり会館納骨堂		年額 7,560円

備考 [略]

山苑墓地	第8ブロックまで		5,250円	
	第9ブロック			
	第10ブロックから第14ブロックまで		年額 1,750円	
思い出の里市営霊園	芝墓地		年額 1,250円	
	普通墓地			
	立体墓地	屋内墓地	6体用	年額 6,600円
			8体用	
	屋外墓地	4体用	年額 2,850円	
8体用				
[略]				

備考 [略]

別表第2 (第21条関係)

施設	単位	使用料
青山苑納骨堂	1壇型	[略] 年額 31,500円
	2壇型(上)	年額 16,800円
	2壇型(下)	年額 14,700円
	5壇型	年額 5,250円
	和室	1時間につき 1,050円
	祭壇	2時間につき 1,050円
思い出の里納骨堂		年額 1,430円
ひかり会館納骨堂		年額 7,350円

備考 [略]

(さいたま市斎場及び火葬場条例の一部改正)

第14条 さいたま市斎場及び火葬場条例(平成16年さいたま市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）					
1 葬祭場、待合室及び霊安室使用料				1 葬祭場、待合室及び霊安室使用料					
	区分	単位	使用料		区分	単位	使用料		
浦和斎場	第1葬祭場	[略]	3,590円	浦和斎場	第1葬祭場	[略]	3,500円		
	第2葬祭場		3,590円		第2葬祭場		3,500円		
	第3葬祭場		3,590円		第3葬祭場		3,500円		
	待合室		1,610円		待合室		1,570円		
	霊安室		530円		霊安室		520円		
思い出の里会館	第1葬祭場		3,590円	思い出の里会館	第1葬祭場		3,500円		
	第2葬祭場		1,790円		第2葬祭場		1,750円		
	待合室		第1和室		1,220円		待合室	第1和室	1,190円
			第2和室		1,220円			第2和室	1,190円
			第3和室		1,220円			第3和室	1,190円
			第4和室		1,220円			第4和室	1,190円
	第1洋室		1,850円		第1洋室		1,800円		
	第2洋室		1,220円		第2洋室		1,190円		
	第3洋室		1,220円		第3洋室		1,190円		
霊安室	530円	霊安室	520円						
ひかり会館	第1葬祭場		3,590円	ひかり会館	第1葬祭場		3,500円		
	第2葬祭場		1,790円		第2葬祭場		1,750円		
	待合室		1,790円		待合室		1,750円		
	霊安室		530円		霊安室		520円		
大宮聖苑	待合室		1,850円	大宮聖苑	待合室		1,800円		
	霊安室		530円		霊安室		520円		
備考 [略]				備考 [略]					
2 葬祭用具使用料				2 葬祭用具使用料					
(1) 祭壇				(1) 祭壇					
	区分	単位	使用料		区分	単位	使用料		
浦和斎場	祭壇（可動式）	[略]	400円	浦和斎場	祭壇（可動式）	[略]	390円		
思い出の里会館	祭壇（仏式小祭壇及び法要祭壇を除く。）		2,160円	思い出の里会館	祭壇（仏式小祭壇及び法要祭壇を除く。）		2,100円		
			仏式小祭壇				1,280円	仏式小祭壇	1,250円
			[略]				[略]	[略]	[略]
ひかり会館	祭壇		2,870円	ひかり会館	祭壇		2,800円		
			貸出用祭壇				2,720円	貸出用祭壇	2,650円
備考 [略]				備考 [略]					
(2) 霊きゅう自動車				(2) 霊きゅう自動車					

区分	単位	使用料
思い出の里会館	[略]	1, 850円
ひかり会館		1, 850円

備考 [略]

3 [略]

4 小動物炉使用料

区分	単位	使用料
大宮聖苑	15キログラム以上	16, 450円
	15キログラム未満	8, 220円

備考 [略]

区分	単位	使用料
思い出の里会館	[略]	1, 800円
ひかり会館		1, 800円

備考 [略]

3 [略]

4 小動物炉使用料

区分	単位	使用料
大宮聖苑	15キログラム以上	16, 000円
	15キログラム未満	8, 000円

備考 [略]

(さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>猫</u>の飼い主の遵守事項)</p> <p>第9条 <u>猫</u>の飼い主は、第7条第1項各号に掲げる事項のほか、その飼養する<u>猫</u>について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>猫</u>の健康と安全保持の観点から、屋内での飼養に努めること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 所有者を明らかにするため、<u>猫</u>に名札を装着する等の措置を講じるよう努めること。</p> <p>(<u>収容</u>の公示等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の規定（飼い主の判明していない放し飼い犬等に係る部分に限る。）は、市長が<u>法第35条第3項</u>において準用する同条第1項の規定により引き取った犬又は<u>猫</u>及び法第36条第2項の規</p>	<p>(<u>ねこ</u>の飼い主の遵守事項)</p> <p>第9条 <u>ねこ</u>の飼い主は、第7条第1項各号に掲げる事項のほか、その飼養する<u>ねこ</u>について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>ねこ</u>の健康と安全保持の観点から、屋内での飼養に努めること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 所有者を明らかにするため、<u>ねこ</u>に名札を装着する等の措置を講じるよう努めること。</p> <p>(<u>収容</u>の公示等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の規定（飼い主の判明していない放し飼い犬等に係る部分に限る。）は、市長が<u>法第35条第2項</u>において準用する同条第1項の規定により引き取った犬又は<u>ねこ</u>及び法第36条第2項の規</p>

定により収容した犬、猫等の動物（死体を除く。）について準用する。

（犬、猫等の譲渡）

第12条 市長は、次に掲げる動物について、その飼養を希望する者で、規則で定める条件に適合し適正に飼養できると認めるもの（以下「譲渡希望者」という。）に譲渡することができる。

- (1) 法第35条第1項の規定により引き取った犬又は猫
- (2) 法第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引き取った犬又は猫（飼い主が判明しないものに限る。）
- (3) 法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等の動物（飼い主が判明しないものに限る。）
- (4) [略]

2 [略]

別表（第24条関係）

事務の種類	手数料の額
1～5 [略]	
6 法第35条第1項の規定による犬又は <u>猫</u> の引取り	
(1) 生後91日以上 の犬又は <u>猫</u>	1頭又は1匹につき <u>2,050円</u>
(2) 生後90日以内 の犬又は <u>猫</u>	10頭又は10匹につき <u>2,050円</u> (10頭又は10匹を超える場合 にあつては、 <u>2,050円</u> に10頭 又は10匹を超えるごとに <u>2,050円</u> を加算した額)
7 法第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくは <u>猫</u> 、法第36条第2項の規定により収容された犬、 <u>猫等</u> 又は第10条第1項の規定により収容された放し飼い犬等の返還	
(1) 保管に要した費用	1頭、1匹又は1羽につき 1日 <u>510円</u>

規定により収容した犬、ねこ等の動物（死体を除く。）について準用する。

（犬、ねこ等の譲渡）

第12条 市長は、次に掲げる動物について、その飼養を希望する者で、規則で定める条件に適合し適正に飼養できると認めるもの（以下「譲渡希望者」という。）に譲渡することができる。

- (1) 法第35条第1項の規定により引き取った犬又はねこ
- (2) 法第35条第2項の規定により引き取った犬又はねこ（飼い主が判明しないものに限る。）
- (3) 法第36条第2項の規定により収容した犬、ねこ等の動物（飼い主が判明しないものに限る。）
- (4) [略]

2 [略]

別表（第24条関係）

事務の種類	手数料の額
1～5 [略]	
6 法第35条第1項の規定による犬又は <u>ねこ</u> の引取り	
(1) 生後91日以上 の犬又は <u>ねこ</u>	1頭又は1匹につき <u>2,000円</u>
(2) 生後90日以内 の犬又は <u>ねこ</u>	10頭又は10匹につき <u>2,000円</u> (10頭又は10匹を超える場合 にあつては、 <u>2,000円</u> に10頭 又は10匹を超えるごとに <u>2,000円</u> を加算した額)
7 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくは <u>ねこ</u> 、法第36条第2項の規定により収容された犬、 <u>ねこ等</u> 又は第10条第1項の規定により収容された放し飼い犬等の返還	
(1) 保管に要した費用	1頭、1匹又は1羽につき 1日 <u>500円</u>

(2) 返還に要する費用	1頭、1匹又は1羽につき <u>3,590円</u>	(2) 返還に要する費用	1頭、1匹又は1羽につき <u>3,500円</u>
8 第13条第1項の規定による狂犬病の予防注射	1頭につき <u>4,110円</u> の範囲内で規則で定める額	8 第13条第1項の規定による狂犬病の予防注射	1頭につき <u>4,000円</u> の範囲内で規則で定める額
9 第13条第2項の規定によるマイクログリップの装着	1頭、1匹又は1羽につき <u>5,140円</u> の範囲内で規則で定める額	9 第13条第2項の規定によるマイクログリップの装着	1頭、1匹又は1羽につき <u>5,000円</u> の範囲内で規則で定める額
10 第13条第3項の規定による去勢又は不妊の手術	1頭、1匹又は1羽につき <u>30,850円</u> の範囲内で規則で定める額	10 第13条第3項の規定による去勢又は不妊の手術	1頭、1匹又は1羽につき <u>30,000円</u> の範囲内で規則で定める額

(さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正)

第16条 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(一般廃棄物処理の手数料)</p> <p>第29条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、市が徴収する一般廃棄物処理手数料は、別表第1に掲げる区分に応じ算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(産業廃棄物処分の費用)</p> <p>第30条 第25条の規定により市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する費用は、別表第2の規定により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(一般廃棄物処理の手数料)</p> <p>第29条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、市が徴収する一般廃棄物処理手数料は、別表第1に掲げる区分に応じ算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(産業廃棄物処分の費用)</p> <p>第30条 第25条の規定により市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する費用は、別表第2の規定により算出した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>2 [略]</p>

(さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第17条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特別病室を使用する者は、室料差額として次の表に定める基準額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（助産に係る使用の場合は、同表に定める額）の使用料を納付しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>(手数料)</p> <p>第6条 診断書、検案書、証明書等の交付を受けようとする者は、1通につき5,000円に<u>100分の108</u>を乗じて得た額以内において市長が定める手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特別病室を使用する者は、室料差額として次の表に定める基準額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（助産に係る使用の場合は、同表に定める額）の使用料を納付しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>(手数料)</p> <p>第6条 診断書、検案書、証明書等の交付を受けようとする者は、1通につき5,000円に<u>100分の105</u>を乗じて得た額以内において市長が定める手数料を納付しなければならない。</p>

(さいたま市営北浦和臨時駐車場条例の一部改正)

第18条 さいたま市営北浦和臨時駐車場条例（平成13年さいたま市条例第209号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第4条、第15条関係）	別表（第4条、第15条関係）

車種	利用料金（1台につき）
[略]	1時間以内は200円に、1時間を超える場合は200円に当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

備考 [略]

車種	利用料金（1台につき）
[略]	1時間以内は200円に、1時間を超える場合は200円に当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

備考 [略]

（さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部改正）

第19条 さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例（平成13年さいたま市条例第210号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3（第5条関係）		別表第3（第5条関係）	
種類	金額（1台につき1月）	種類	金額（1台につき1月）
全日定期駐車券	<u>15,420円</u>	全日定期駐車券	<u>15,000円</u>
平日定期駐車券	<u>9,250円</u>	平日定期駐車券	<u>9,000円</u>
備考 [略]		備考 [略]	

（さいたま市営桜木駐車場条例の一部改正）

第20条 さいたま市営桜木駐車場条例（平成13年さいたま市条例第211号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第4条、第15条関係）		別表（第4条、第15条関係）	
車種	利用料金（1台につき）	車種	利用料金（1台につき）
[略]		[略]	
普通自動車 （分類番号 2及び20から2 9まで及び200 から299まで）	駐車時間30分（30分 に満たないときは30分 とする。）ごとに <u>460</u> 円	普通自動車 （分類番号 2及び20から2 9まで及び200 から299まで）	駐車時間30分（30分 に満たないときは30分 とする。）ごとに <u>450</u> 円
備考 [略]		備考 [略]	

（さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例の一部改正）

第21条 さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例（平成17年さいたま市条例第105号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
種類	金額（1台につき1月）	種類	金額（1台につき1月）
全日定期駐車券	<u>10,280</u> 円	全日定期駐車券	<u>10,000</u> 円
平日定期駐車券	<u>6,170</u> 円	平日定期駐車券	<u>6,000</u> 円
備考 [略]		備考 [略]	

（さいたま市営浦和駅東口駐車場条例の一部改正）

第22条 さいたま市営浦和駅東口駐車場条例（平成19年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第4条、第15条関係）		別表第2（第4条、第15条関係）	
種類	金額（1台につき1月）	種類	金額（1台につき1月）
全日定期駐車券	20,570円	全日定期駐車券	20,000円
平日定期駐車券	13,370円	平日定期駐車券	13,000円
備考 [略]		備考 [略]	

（さいたま市コミュニティ施設条例の一部改正）

第23条 さいたま市コミュニティ施設条例（平成13年さいたま市条例第212号

）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第14条関係）

1 南浦和コミュニティセンター

施設			時間区分	午前	午後	夜間	全日
				午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
体育館	体育及びレクリエーションに利用する場合	専用	一般・学生	430円	640円	960円	1,940円
			児童・生徒	210円	310円	480円	960円
		共用	一般・学生	100円	100円	100円	300円
			児童・生徒	50円	50円	50円	150円
	その他の場合	平日		860円	1,290円	1,940円	3,880円
		土曜日・日曜日・休日		1,290円	1,940円	2,910円	5,830円
レクリエーション室			一般・学生	150円	260円	430円	840円
			児童・生徒	100円	150円	260円	510円

2 プラザイースト

施設		時間区分	午前	午後	夜間	全日
			午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
ホール			8,480円	17,070円	17,070円	36,200円
第1楽屋			500円	640円	640円	1,520円
第2楽屋			500円	640円	640円	1,520円
第3楽屋			380円	470円	470円	1,130円
第4楽屋			380円	470円	470円	1,130円
第1リハーサル室			1,660円	2,070円	2,070円	4,940円
第2リハーサル室			690円	870円	870円	2,070円
第3リハーサル室			690円	870円	870円	2,070円
多目的ルーム			7,680円	9,600円	9,600円	24,170円
映像シアター			4,030円	5,030円	5,030円	12,650円
音楽スタジオ			850円	1,060円	1,060円	2,680円
フィットネスルーム			4,330円	5,420円	5,420円	13,570円
第1和室			420円	540円	540円	1,350円
第2和室			420円	540円	540円	1,350円
第3和室			850円	1,090円	1,090円	2,720円
茶室			810円	1,000円	1,000円	2,540円
特別会議室			2,500円	3,130円	3,130円	7,890円
第1セミナールーム			830円	1,030円	1,030円	2,610円
第2セミナールーム			830円	1,030円	1,030円	2,610円
第3セミナールーム			830円	1,030円	1,030円	2,610円
第4セミナールーム			1,670円	2,080円	2,080円	5,260円
第5セミナールーム			1,670円	2,080円	2,080円	5,260円
第6セミナールーム			3,980円	5,020円	5,020円	12,540円
第7セミナールーム			1,670円	2,080円	2,080円	5,260円
第8セミナールーム			1,670円	2,080円	2,080円	5,260円

キッチンスタジオ		2,400円	3,010円	3,010円	7,590円
アトリエ・絵画		690円	870円	870円	2,200円
アトリエ・陶芸		2,020円	2,530円	2,530円	6,370円
アトリエ・造形		1人 200円	1人 200円	1人 200円	1人 600円
アトリエ・映像	A	1,030円	1,030円	1,030円	2,790円
	B	520円	520円	520円	1,400円
	C	520円	520円	520円	1,400円
第1展示室	全日 7,600円				
第2展示室	全日 7,600円				
駐車場	1台につき1時間を超える場合は、100円に当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の108を乗じて得た額				
附属設備	規則で定める額				

3 東大宮コミュニティセンター

(1) ホールの基本使用料

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
平日	2,450円	3,700円	5,770円	6,150円	9,180円	11,570円
土曜日・日曜日 ・休日	3,700円	4,940円	7,220円	8,640円	11,790円	15,420円

(2) 体育室の基本使用料

利用方法	利用単位	使用料
バレーボール（1面）	2時間	1,220円
バドミントン（1面）	2時間	270円
卓球（1台）	2時間	110円
上記以外に使用する場合	2時間	1,220円

(3) その他施設の基本使用料

時間区分 施設	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
第1和室	220円	350円	480円	570円	820円	1,040円
第2和室	220円	350円	480円	570円	820円	1,040円
第1集会室	850円	1,020円	1,410円	1,870円	2,380円	3,220円
第2集会室	350円	420円	540円	770円	940円	1,300円
第3集会室	220円	350円	480円	570円	820円	1,040円
アトリエ・工作 室	220円	350円	480円	570円	820円	1,040円
音楽室	220円	350円	480円	570円	820円	1,040円
調理実習室	350円	420円	540円	770円	940円	1,300円

4 七里コミュニティセンター

時間区分 施設		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
多目的 ホール	平日	3,390円	4,520円	6,110円	7,910円	10,370円	13,710円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	4,320円	5,750円	7,190円	10,070円	12,670円	16,910円
レクリエーション ルーム		820円	1,020円	1,310円	1,840円	2,290円	3,100円
アトリエ・工作 室		820円	1,020円	1,310円	1,840円	2,290円	3,100円
調理室		300円	410円	590円	710円	970円	1,280円
第1集会室		300円	410円	590円	710円	970円	1,280円
第2集会室		300円	410円	590円	710円	970円	1,280円
第3集会室		300円	410円	590円	710円	970円	1,280円
第4集会室		300円	410円	590円	710円	970円	1,280円
和室		300円	410円	590円	710円	970円	1,280円
書斎		1室1人2時間につき 300円					

5 宮原コミュニティセンター

時間区分 施設		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
多目的 ホール	平日	4,320円	5,650円	7,430円	9,970円	12,780円	17,030円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	5,030円	6,780円	8,990円	11,810円	15,400円	20,350円
レクリエーション ルーム		920円	1,230円	1,670円	2,150円	2,830円	3,740円
アトリエ・工作 室		610円	820円	1,080円	1,430円	1,850円	2,450円
調理室		610円	820円	1,080円	1,430円	1,850円	2,450円
音楽室		920円	1,020円	1,310円	1,940円	2,290円	3,200円
第1集会室		200円	300円	470円	500円	760円	950円
第2集会室		410円	510円	710円	920円	1,190円	1,600円
第3集会室		410円	510円	710円	920円	1,190円	1,600円
第4集会室		410円	510円	710円	920円	1,190円	1,600円
第5集会室		300円	410円	590円	710円	970円	1,280円
第6集会室		410円	510円	710円	920円	1,190円	1,600円
第1和室		200円	300円	470円	500円	760円	950円
第2和室		200円	300円	470円	500円	760円	950円
書斎		1室1人2時間につき 300円					

6 馬宮コミュニティセンター

時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
------	----	----	----	-------	-------	----

施設		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
		多目的 ホール	平日	3,950円	4,390円	6,590円	8,340円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	4,750円	5,260円	7,900円	10,010円	12,900円	17,560円
農業研修室		330円	370円	560円	700円	910円	1,240円
アトリエ・工作 室		630円	690円	1,050円	1,320円	1,710円	2,340円
調理室		450円	500円	760円	950円	1,230円	1,670円
音楽室		400円	450円	670円	850円	1,100円	1,500円
第1集会室		650円	730円	1,100円	1,380円	1,780円	2,430円
第2集会室		460円	510円	770円	970円	1,250円	1,700円
第3集会室		460円	510円	770円	970円	1,250円	1,700円
第4集会室		440円	480円	730円	920円	1,180円	1,610円
和室1		190円	220円	330円	410円	540円	740円
和室2		180円	200円	300円	380円	500円	670円
書斎		1室1人2時間につき 300円					

7 西部文化センター

施設		時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
			午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
多目的 ホール	平日		4,950円	6,250円	8,300円	11,200円	14,200円	19,060円
	土曜日・ 日曜日・ 休日		5,820円	7,330円	9,810円	13,060円	16,710円	22,390円
会議室			520円	750円	980円	1,270円	1,690円	2,210円
和室			200円	300円	600円	500円	890円	1,100円
茶室・水屋			200円	300円	600円	500円	890円	1,100円
調理実習室			520円	750円	980円	1,270円	1,690円	2,210円
アトリエ・工作 室			420円	630円	980円	1,050円	1,580円	1,980円
第1集会室			520円	750円	980円	1,270円	1,690円	2,210円
第2集会室			420円	630円	980円	1,050円	1,580円	1,980円
第3集会室			420円	630円	980円	1,050円	1,580円	1,980円
第4集会室			420円	520円	740円	940円	1,230円	1,640円
音楽室			850円	1,080円	1,490円	1,930円	2,500円	3,350円
リフレッシュ・ トレーニングル ーム			1人2時間につき 100円					

8 与野本町コミュニティセンター

施設	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後	午後1時～午後	午後6時～午後	午前9時～午後

施設	零時	5時	9時30分	9時30分
第1会議室	430円	640円	750円	1,820円
第2会議室	430円	640円	750円	1,820円
第3会議室	530円	750円	860円	2,140円
第4会議室	530円	750円	860円	2,140円
第5会議室	640円	860円	1,080円	2,580円
視聴覚室兼会議室	530円	750円	860円	2,140円
音楽室	310円	430円	430円	1,170円
さくら(和室)	310円	430円	430円	1,170円
おおかや(和室)	640円	860円	1,080円	2,580円
多目的ルーム(大)	2,800円	3,670円	4,320円	10,790円
多目的ルーム(小)	1,720円	2,260円	2,690円	6,670円
調理室	960円	1,180円	1,390円	3,530円
附属設備	規則で定める額			

9 上峰コミュニティホール

施設	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
和室		750円	1,080円	1,180円	3,010円
調理室		430円	530円	640円	1,600円
会議室		310円	430円	530円	1,270円

10 西与野コミュニティホール

施設	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
第1会議室		430円	640円	750円	1,820円
第2会議室		430円	640円	750円	1,820円
第3会議室		430円	640円	750円	1,820円
第4会議室		310円	430円	530円	1,270円
和室		530円	750円	860円	2,140円
多目的ルーム		1,830円	2,370円	2,800円	7,000円
調理室		310円	430円	430円	1,170円

11 下落合コミュニティセンター

施設	時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
多目的ルーム1		690円	780円	1,170円	1,470円	1,910円	2,600円
多目的ルーム2		690円	780円	1,170円	1,470円	1,910円	2,600円
調理室		350円	430円	500円	780円	910円	1,260円
第1集会室		460円	520円	780円	980円	1,270円	1,730円
第2集会室		540円	600円	910円	1,140円	1,490円	2,020円
第3集会室		540円	600円	910円	1,140円	1,490円	2,020円

第4集会室	460円	520円	780円	980円	1,270円	1,730円
和室1	290円	330円	500円	620円	820円	1,120円
和室2	290円	330円	500円	620円	820円	1,120円

1 2 高鼻コミュニティセンター

施設	時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
大会議室		1,650円	1,890円	2,110円	3,540円	4,000円	5,650円
第1会議室		270円	460円	510円	730円	970円	1,240円
第2会議室		220円	270円	460円	490円	730円	950円
第3会議室		220円	270円	460円	490円	730円	950円
第4会議室		460円	510円	580円	970円	1,090円	1,550円
第5会議室		460円	510円	580円	970円	1,090円	1,550円
第6会議室		220円	270円	460円	490円	730円	950円
第7会議室		220円	270円	460円	490円	730円	950円
第8会議室		580円	820円	1,040円	1,400円	1,860円	2,440円
視聴覚室		580円	820円	1,040円	1,400円	1,860円	2,440円
和室		270円	460円	510円	730円	970円	1,240円
講習室		270円	460円	510円	730円	970円	1,240円
料理実習室		460円	510円	580円	970円	1,090円	1,550円
トレーニング室		270円	460円	510円	730円	970円	1,240円

1 3 コミュニティセンターいわつき

施設	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
研修室		3,080円	4,110円	4,490円	11,680円
集会室(A)		300円	410円	440円	1,150円
集会室(B)		300円	410円	440円	1,150円
会議室(A)		610円	820円	890円	2,320円
会議室(B)		610円	820円	890円	2,320円
会議室(C)		510円	710円	710円	1,930円
和室(つき)		610円	820円	890円	2,320円
和室(やまぶき)		610円	820円	890円	2,320円
音楽室		820円	1,020円	1,080円	2,920円
調理実習室		1,230円	1,640円	1,790円	4,660円

1 4 岩槻駅東口コミュニティセンター

施設	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
多目的ルームA		3,080円	4,110円	4,320円	11,510円
多目的ルームB		3,080円	4,110円	4,320円	11,510円
多目的ルームC		3,080円	4,110円	4,320円	11,510円

ミニホール	2,460円	3,290円	3,410円	9,160円
会議室(A)	710円	1,020円	1,080円	2,810円
会議室(B)	710円	1,020円	1,080円	2,810円
会議室(C)	710円	1,020円	1,080円	2,810円
会議室(D)	610円	870円	920円	2,400円
研修室(ワッツルームA)	2,870円	3,800円	4,220円	10,890円
研修室(ワッツルームB)	1,540円	2,050円	2,240円	5,830円
音楽スタジオ	920円	1,230円	1,250円	3,400円
アトリエルーム	2,160円	2,870円	3,050円	8,080円
クラフトルーム	2,160円	2,870円	3,050円	8,080円

1.5 ふれあいプラザいわつき

(1) 多目的室の基本使用料

利用方法	利用単位	使用料	
バドミントン(1面)	2時間	一般・学生	410円
		児童・生徒	200円
インディアカ(1面)	2時間	一般・学生	410円
		児童・生徒	200円
全面使用	2時間	一般・学生	1,230円
		児童・生徒	610円

(2) 会議室及び和室の基本使用料

施設	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
会議室1		610円	710円	710円	2,030円
会議室2		610円	710円	710円	2,030円
会議室3		200円	300円	350円	850円
会議室4		200円	300円	350円	850円
会議室5		510円	610円	620円	1,740円
会議室6		510円	610円	620円	1,740円
会議室7		350円	460円	510円	1,320円
和室		510円	660円	710円	1,880円

1.6 プラザウエスト

施設	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
ホール		8,960円	18,040円	18,040円	38,170円
第1楽屋		1,340円	1,680円	1,680円	4,160円
第2楽屋		650円	830円	830円	2,040円
第3楽屋		680円	850円	850円	2,110円
第4楽屋		440円	550円	550円	1,360円
第5楽屋		420円	520円	520円	1,290円
第1リハーサル室		1,900円	2,380円	2,380円	5,870円
第2リハーサル室		840円	1,040円	1,040円	2,590円

多目的ルーム	7,410円	9,260円	9,260円	22,840円
音楽スタジオ1	570円	710円	710円	1,760円
音楽スタジオ2	770円	960円	960円	2,380円
音楽スタジオ3	370円	460円	460円	1,160円
音楽スタジオ4	340円	440円	440円	1,090円
音楽スタジオ5	590円	740円	740円	1,840円
第1和室	530円	680円	680円	1,710円
第2和室	300円	390円	390円	980円
第3和室	330円	430円	430円	1,090円
第4和室	130円	170円	170円	440円
パソコンルーム	6,500円	8,210円	8,210円	20,480円
陶芸アトリエ	2,300円	2,870円	2,870円	7,100円
絵画アトリエ	2,300円	2,870円	2,870円	7,100円
造形アトリエ	1人 330円	1人 330円	1人 330円	1人 990円
キッチンスタジオ	2,530円	3,150円	3,150円	7,790円
第1セミナールーム	2,930円	3,660円	3,660円	9,020円
第2セミナールーム	1,900円	2,380円	2,380円	5,870円
第3セミナールーム	1,900円	2,380円	2,380円	5,870円
第4セミナールーム	1,900円	2,380円	2,380円	5,870円
第5セミナールーム	1,900円	2,380円	2,380円	5,870円
第6セミナールーム	1,430円	1,790円	1,790円	4,440円
第7セミナールーム	1,430円	1,790円	1,790円	4,440円
第8セミナールーム	1,130円	1,400円	1,400円	3,480円
視聴覚室	3,030円	3,790円	3,790円	9,370円
駐車場	1台につき3時間を超える場合は、当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の108を乗じて得た額			
附属設備	規則で定める額			

17 大宮工房館

施設	時間区分		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分		
第1ワークスタジオ	1,020円	1,330円	1,550円	2,350円	2,820円	3,850円		
第2ワークスタジオ	920円	1,230円	1,430円	2,150円	2,620円	3,520円		
アトリエ	1,130円	1,430円	1,670円	2,560円	3,050円	4,170円		
研修室	1,020円	1,330円	1,550円	2,350円	2,820円	3,850円		
第1多目的ルーム	920円	1,230円	1,430円	2,150円	2,620円	3,520円		
第2多目的ルーム	1,230円	1,540円	1,790円	2,770円	3,270円	4,490円		
会議室	410円	610円	710円	1,020円	1,300円	1,700円		

18 片柳コミュニティセンター

(1) 多目的ホールの基本使用料

利用方法	利用区分	利用単位	使用料
全面	平日	2時間	1,560円
	土曜日・日曜日・休日		1,890円
半面	平日	2時間	780円
	土曜日・日曜日・休日		940円

(2) その他の施設の基本使用料

施設		時間区分		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分		
多目的 ルーム	平日	3,780円	4,920円	6,940円	8,700円	11,620円	15,330円		
	土曜日・日曜日・休日	4,540円	5,910円	8,330円	10,450円	13,950円	18,410円		
レクリエーションルーム		780円	960円	1,240円	1,740円	2,160円	2,930円		
第1集会室		320円	430円	610円	750円	1,010円	1,340円		
第2集会室		320円	430円	610円	750円	1,010円	1,340円		
第3集会室		320円	430円	610円	750円	1,010円	1,340円		
第4集会室		320円	430円	610円	750円	1,010円	1,340円		
第5集会室		470円	620円	880円	1,090円	1,480円	1,940円		
和室1		300円	410円	590円	710円	970円	1,280円		
和室2		220円	290円	430円	510円	700円	930円		
アトリエ・工作室1		380円	470円	610円	850円	1,050円	1,430円		
アトリエ・工作室2		380円	470円	610円	850円	1,050円	1,430円		
調理室		500円	670円	870円	1,170円	1,510円	2,010円		
音楽室1		280円	340円	450円	620円	780円	1,050円		
音楽室2		380円	470円	610円	850円	1,050円	1,430円		
音楽室3		580円	710円	930円	1,290円	1,610円	2,190円		
トレーニングルーム		1人2時間につき 100円							
書斎		1室1人2時間につき 300円							
農業研修室		520円	590円	920円	1,110円	1,490円	2,000円		

19 浦和コミュニティセンター

施設		時間区分		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分		
多目的 ホール	平日	5,570円	7,220円	10,190円	12,790円	17,060円	22,520円		
	土曜日・日曜日・休日	6,690円	8,670円	12,230円	15,360円	20,480円	27,050円		
レクリエーション		840円	1,040円	1,350円	1,880円	2,350円	3,170円		

ンルーム 1						
レクリエーショ ンルーム 2	1,060 円	1,310 円	1,700 円	2,370 円	2,960 円	4,010 円
第 1 集会室	370 円	490 円	690 円	860 円	1,160 円	1,520 円
第 2 集会室	350 円	480 円	670 円	830 円	1,130 円	1,490 円
第 3 集会室	370 円	490 円	690 円	860 円	1,160 円	1,520 円
第 4 集会室	370 円	490 円	680 円	860 円	1,150 円	1,510 円
第 5 集会室	370 円	480 円	670 円	850 円	1,130 円	1,500 円
第 6 集会室	490 円	650 円	920 円	1,140 円	1,530 円	2,020 円
第 7 集会室	480 円	630 円	890 円	1,110 円	1,500 円	1,970 円
第 8 集会室	340 円	450 円	640 円	790 円	1,060 円	1,410 円
第 9 集会室	340 円	450 円	640 円	790 円	1,060 円	1,410 円
第 10 集会室	310 円	420 円	590 円	730 円	990 円	1,300 円
第 11 集会室	310 円	420 円	590 円	730 円	990 円	1,300 円
第 12 集会室	320 円	430 円	610 円	750 円	1,010 円	1,340 円
第 13 集会室	940 円	1,240 円	1,750 円	2,180 円	2,910 円	3,860 円
第 14 集会室	740 円	970 円	1,370 円	1,710 円	2,300 円	3,020 円
第 15 集会室	1,690 円	2,250 円	3,160 円	3,940 円	5,250 円	6,970 円
I T 研修室	620 円	830 円	1,170 円	1,450 円	1,960 円	2,570 円
音楽室 1	220 円	270 円	340 円	490 円	600 円	830 円
音楽室 2	150 円	190 円	240 円	340 円	430 円	570 円
音楽室 3	150 円	190 円	240 円	340 円	430 円	570 円
音楽室 4	150 円	190 円	240 円	340 円	430 円	570 円
音楽室 5	480 円	600 円	780 円	1,080 円	1,350 円	1,830 円
音楽室 6	750 円	920 円	1,190 円	1,670 円	2,060 円	2,800 円

20 プラザノース

施設	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～午後 零時	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時 30 分	午前 9 時～午後 9 時 30 分
ホール		8,860 円	16,740 円	16,740 円	36,450 円
第 1 楽屋		470 円	600 円	600 円	1,460 円
第 2 楽屋		470 円	600 円	600 円	1,460 円
第 3 楽屋		390 円	500 円	500 円	1,200 円
第 4 楽屋		700 円	920 円	920 円	2,200 円
第 5 楽屋		700 円	920 円	920 円	2,200 円
第 1 リハーサル室		820 円	1,020 円	1,020 円	2,420 円
第 2 リハーサル室		1,150 円	1,430 円	1,430 円	3,390 円
第 3 リハーサル室		1,000 円	1,250 円	1,250 円	2,970 円
多目的ルーム		3,900 円	5,210 円	6,830 円	15,940 円
音楽スタジオ 1		590 円	740 円	740 円	1,890 円
音楽スタジオ 2		940 円	1,170 円	1,170 円	2,980 円
音楽スタジオ 3		1,760 円	2,190 円	2,190 円	5,560 円
第 1 和室		200 円	260 円	260 円	670 円
第 2 和室		250 円	320 円	320 円	840 円
第 3 和室		420 円	540 円	540 円	1,380 円
第 4 和室		150 円	190 円	190 円	500 円

書斎 1	1 室 1 人 2 時間につき 300円			
書斎 2	1 室 1 人 2 時間につき 300円			
書斎 3	1 室 1 人 2 時間につき 300円			
書斎 4	1 室 1 人 2 時間につき 300円			
書斎 5	1 室 1 人 2 時間につき 300円			
キッチンスタジオ	2,790円	3,430円	3,430円	8,410円
第 1 セミナールーム	790円	980円	980円	2,460円
第 2 セミナールーム	750円	930円	930円	2,330円
第 3 セミナールーム	1,530円	1,890円	1,890円	4,740円
第 4 セミナールーム	1,590円	1,970円	1,970円	4,940円
第 5 セミナールーム	770円	950円	950円	2,400円
第 6 セミナールーム	1,890円	2,340円	2,340円	5,880円
第 7 セミナールーム	5,440円	6,950円	6,950円	17,330円
陶芸アトリエ	2,940円	3,610円	3,610円	8,820円
絵画アトリエ	2,940円	3,610円	3,610円	8,820円
造形アトリエ	1 人 400円	1 人 400円	1 人 400円	1 人 1,060円
C G アトリエ	3,510円	3,510円	3,510円	9,380円
交流スタジオ	1,530円	1,880円	1,880円	4,600円
ノースギャラリー 1	全日 2,670円			
ノースギャラリー 2	全日 2,670円			
ノースギャラリー 3	全日 2,670円			
ノースギャラリー 4	全日 2,670円			
ノースギャラリー 5	全日 2,670円			
ノースギャラリー 6	全日 2,670円			
ノースギャラリー 7	全日 2,670円			
ノースギャラリー 8	全日 3,340円			
駐車場	1 台につき 2 時間を超える場合は、当該超過時間 30 分（30 分に満たないときは、30 分とする。）ごとに 100 円を加算して得た額に 100 分の 108 を乗じて得た額			
附属設備	規則で定める額			

2 1 日進公園コミュニティセンター

施設	時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前 9 時～ 午後 零時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 1 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 9 時 3 0 分
体育室		530 円	610 円	860 円	1,140 円	1,450 円	1,970 円
料理室		270 円	310 円	440 円	580 円	740 円	1,000 円
談話室		200 円	230 円	330 円	430 円	550 円	760 円
講習室		260 円	300 円	430 円	560 円	710 円	980 円
和室		130 円	150 円	210 円	280 円	350 円	490 円
茶室		90 円	110 円	150 円	200 円	250 円	340 円

2 2 武蔵浦和コミュニティセンター

施設	時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前 9 時～ 午後 零時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 1 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 9 時 3 0 分

多目的 ホール	平日	2,950円	3,810円	5,380円	6,760円	9,020円	11,910円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	3,540円	4,580円	6,460円	8,120円	10,830円	14,300円
レクリエーション ルーム1		780円	960円	1,250円	1,740円	2,170円	2,940円
レクリエーション ルーム2		770円	950円	1,230円	1,720円	2,130円	2,900円
第1集会室		460円	610円	860円	1,070円	1,450円	1,900円
第2集会室		330円	450円	630円	780円	1,050円	1,390円
第3集会室		410円	540円	760円	950円	1,270円	1,670円
第4集会室		440円	580円	820円	1,020円	1,370円	1,810円
第5集会室		150円	200円	280円	350円	480円	620円
第6集会室		410円	540円	760円	950円	1,270円	1,670円
第7集会室		420円	550円	770円	970円	1,290円	1,700円
第8集会室		330円	450円	630円	780円	1,050円	1,390円
第9集会室		410円	530円	760円	940円	1,260円	1,660円
第10集会室		460円	610円	860円	1,070円	1,450円	1,900円
音楽室1		240円	290円	390円	530円	660円	910円
音楽室2		140円	170円	220円	310円	390円	520円
音楽室3		140円	170円	220円	310円	390円	520円
音楽室4		260円	330円	430円	590円	750円	1,000円
音楽室5		350円	440円	570円	790円	990円	1,340円
駐車場		1台につき30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円					
自転車 等駐車 場	自転車	1台につき1回ごとに150円（施設利用の認証を受けた場合には、3時間まで無料）					
	原動機 付自転 車・小 型自動 二輪車	1台につき1回ごとに260円（施設利用の認証を受けた場合には、3時間まで無料）					
	自動二 輪車	1台につき1回ごとに410円（施設利用の認証を受けた場合には、3時間まで無料）					

備考

- 1 準備及び現状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 3 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外の者をいう。
- 4 市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の使用料は、規定の使用料（駐車場、自転車等駐車場及び附属設備の使用料を除く。）の額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 ホールの利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合（規則で定める場合を除く。）の使用料には、基本使用料（楽屋及び附属設備等に係る使用料を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 1人1回について徴収する最高の入場料が500円未満のとき 100分の10
 - (2) 1人1回について徴収する最高の入場料が500円以上1,000円未満のとき 100分

の30

- (3) 1人1回について徴収する最高の入場料が1,000円以上2,000円未満のとき 100分の50
 - (4) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円以上3,000円未満のとき 100分の70
 - (5) 1人1回について徴収する最高の入場料が3,000円以上のとき 100分の90
- 6 ホール以外の施設において、利用者が入場料を徴収する場合の使用料には、基本使用料（附属設備等に係る使用料を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。
- (1) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円未満のとき 100分の50
 - (2) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円以上のとき 100分の100
- 7 利用に先立ち、準備又は練習のためホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、基本使用料（第4項に該当する場合は、加算後の使用料の額）に100分の70を乗じて得た額とする。
- 8 プラザイースト、プラザウエスト及びプラザノースにおいてホールの利用に付随して利用する場合のリハーサル室の使用料は規定の使用料の額（第4項に該当する場合は、加算後の使用料の額）の100分の50、プラザイーストにおいて準備のために展示室を利用する場合及びプラザノースにおいて準備のためにノースギャラリーを利用する場合の使用料は規定の使用料の額（第4項に該当する場合は、加算後の使用料の額）の100分の70に相当する額とする。
- 9 与野本町コミュニティセンターにおいて多目的ルーム（大）を2室に区分してその1室を使用する場合の使用料は、基本使用料の2分の1の額とする。
- 10 使用料を計算する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 11 22の表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
 - (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
 - (3) 小型自動二輪車 法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットル以下のものをいう。
 - (4) 自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットルを超えるものをいう。

(さいたま市ホテル南郷条例の一部改正)

第24条 さいたま市ホテル南郷条例(平成19年さいたま市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第11条、第16条関係)			別表(第11条、第16条関係)		
1 宿泊料			1 宿泊料		
	区分	利用料金(1人1泊につき)		区分	利用料金(1人1泊につき)
1 市内居 住者	一般	<u>4,320円</u>	1 市内居 住者	一般	<u>4,200円</u>
	児童	<u>3,240円</u>		児童	<u>3,150円</u>
2 1以外 の者	一般	<u>5,400円</u>	2 1以外 の者	一般	<u>5,250円</u>
	児童	<u>4,320円</u>		児童	<u>4,200円</u>
3 1又は2の区分にかかわらず、教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校の児童及び生徒並びにその引率者		<u>1,020円</u>	3 1又は2の区分にかかわらず、教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校の児童及び生徒並びにその引率者		<u>1,000円</u>
2・3 [略]			2・3 [略]		
備考 [略]			備考 [略]		

(さいたま市六日町山の家条例の一部改正)

第25条 さいたま市六日町山の家条例(平成13年さいたま市条例第215号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前				
別表（第10条、第16条関係）				別表（第10条、第16条関係）				
1 宿泊料				1 宿泊料				
区分		単位	利用料金	区分		単位	利用料金	
1 市内に住所を有する者	特別室	一般	[略] 3,980円	1 市内に住所を有する者	特別室	一般	[略] 3,870円	
		児童	2,900円			児童	児童	2,820円
	一般和室	一般	2,300円		一般和室		一般	一般
		児童	1,220円			児童	1,190円	
2 1及び3以外の者	特別室	一般	5,960円	2 1及び3以外の者	特別室	一般	5,800円	
		児童	4,350円			児童	児童	4,230円
	一般和室	一般	3,450円		一般和室		一般	一般
		児童	1,830円			児童	1,780円	
3 1又は2の区分にかかわらず、教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校の児童及び生徒並びにその引率者			1,020円	3 1又は2の区分にかかわらず、教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校の児童及び生徒並びにその引率者			1,000円	
2 休憩料				2 休憩料				
区分		単位	利用料金	区分		単位	利用料金	
1 市内に住所を有する者	特別室	[略]	750円	1 市内に住所を有する者	特別室	[略]	730円	
	一般和室		530円		一般和室	一般和室		520円
2 1以外の者	特別室		1,120円	2 1以外の者		特別室		1,090円
	一般和室		800円		一般和室		780円	
3 施設利用料金 大広間の使用は午後6時から午後8時までの飲食を伴う利用に限り、その利用料金は1回につき5,400円とし、大広間を2室に区分しその1室を利用する場合は2,690円とする。				3 施設利用料金 大広間の使用は午後6時から午後8時までの飲食を伴う利用に限り、その利用料金は1回につき5,250円とし、大広間を2室に区分しその1室を利用する場合は2,620円とする。				
備考 [略]				備考 [略]				

(さいたま市新治ファミリーランド条例の一部改正)

第26条 さいたま市新治ファミリーランド条例（平成13年さいたま市条例第216号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第10条、第16条関係） 1 キャンプサイト等利用料金			別表（第10条、第16条関係） 1 キャンプサイト等利用料金		
区 分	利用料金 (1泊につき)		区 分	利用料金 (1泊につき)	
	市 内	市 外		市 内	市 外
キャンプサイト (1区画)	510円	770円	キャンプサイト (1区画)	500円	750円
オートキャンプサイト (1区画)	1,020円	1,540円	オートキャンプサイト (1区画)	1,000円	1,500円
バンガロー (1棟)	3,080円	4,620円	バンガロー (1棟)	3,000円	4,500円
コテージ (1棟)	12,340円	18,510円	コテージ (1棟)	12,000円	18,000円
2 温泉入浴施設利用料金			2 温泉入浴施設利用料金		
大人(1泊につき)	小人(1泊につき)		大人(1泊につき)	小人(1泊につき)	
510円	[略]		500円	[略]	
備考 [略]			備考 [略]		

(さいたま市見沼ヘルシーランド条例の一部改正)

第27条 さいたま市見沼ヘルシーランド条例（平成13年さいたま市条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第8条、第13条関係）			別表（第8条、第13条関係）		
1 市内に 住所を有 する者	区分	利用料金（1 回の利用につ き）	1 市内に 住所を有 する者	区分	利用料金（1 回の利用につ き）
	一般	1,080円		一般	1,050円
	児童・生徒及び 60歳以上の者	530円		児童・生徒及び 60歳以上の者	520円

21以外の者	一般	1,510円	21以外の者	一般	1,470円
	児童・生徒及び60歳以上の者	750円		児童・生徒及び60歳以上の者	730円
備考 [略]			備考 [略]		

(さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例の一部改正)

第28条 さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例（平成22年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第13条関係）			別表（第13条関係）		
区分	使用料（1人1回につき）		区分	使用料（1人1回につき）	
	市内	市外		市内	市外
[略]			[略]		
一般	<u>710円</u>	<u>820円</u>	一般	<u>700円</u>	<u>800円</u>
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

(さいたま市盆栽四季の家条例の一部改正)

第29条 さいたま市盆栽四季の家条例（平成13年さいたま市条例第218号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第12条関係）	別表（第12条関係）

時間区分	午前	午後	夜間	午前 ～午後	午後 ～夜間	全日
		午前 9時 ～午後 9時	午後 1時 ～午後 5時	午後 6時 ～午後 9時3 0分	午前 9時 ～午後 5時	午後 1時 ～午後 9時3 0分
和室						
さくらの 間	[略]		460 円	[略]	780 円	990 円
つげの間			460 円		780 円	990 円

備考 [略]

時間区分	午前	午後	夜間	午前 ～午後	午後 ～夜間	全日
		午前 9時 ～午後 9時	午後 1時 ～午後 5時	午後 6時 ～午後 9時3 0分	午前 9時 ～午後 5時	午後 1時 ～午後 9時3 0分
和室						
さくらの 間	[略]		450 円	[略]	760 円	970 円
つげの間			450 円		760 円	970 円

備考 [略]

(さいたま市大宮ソニック市民ホール条例の一部改正)

第30条 さいたま市大宮ソニック市民ホール条例（平成13年さいたま市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条、第17条関係）

1 基本利用料金

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日	超過1時間
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分	
第1集会室		5,720円	11,410円	13,060円	17,070円	24,470円	30,130円	3,190円
第2集会室		5,720円	11,410円	13,060円	17,070円	24,470円	30,130円	3,190円
第3集会室		5,720円	11,410円	13,060円	17,070円	24,470円	30,130円	3,190円
第4集会室		5,720円	11,410円	13,060円	17,070円	24,470円	30,130円	3,190円
附属設備	規則で定める額							

2 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外居住者が利用する場合の増利用料金は、当該基本利用料金に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）
入場料金を徴収する場合の増利用料金	<p>利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の増利用料金は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円未満のとき 当該基本利用料金に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）</p> <p>(2) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円以上のとき 当該基本利用料金に100分の100を乗じて得た額</p>

備考 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。

(さいたま市文化会館条例の一部改正)

第 3 1 条　さいたま市文化会館条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条、第17条関係）

1 文化センターの利用料金

施設		時間区分	午前	午後	夜間	全日
			午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
大ホール	A	平日	34,660円	69,320円	79,010円	165,180円
		土曜日・日曜日・休日	46,900円	93,900円	106,730円	223,500円
	B	平日	29,930円	59,960円	68,390円	142,970円
		土曜日・日曜日・休日	40,520円	81,150円	92,240円	193,160円
小ホール		平日	9,280円	18,510円	21,140円	44,220円
		土曜日・日曜日・休日	12,440円	24,990円	28,520円	59,650円
第1リハーサル室			5,180円	5,180円	5,180円	13,160円
第2リハーサル室			2,370円	2,370円	2,370円	6,260円
第1楽屋			640円	640円	640円	1,610円
第2楽屋			960円	960円	960円	2,590円
第3楽屋			960円	960円	960円	2,590円
第4楽屋			1,080円	1,080円	1,080円	2,800円
第5楽屋			1,610円	1,610円	1,610円	4,100円
第6楽屋			1,080円	1,080円	1,080円	2,800円
第7楽屋			640円	640円	640円	1,610円
第8楽屋			640円	640円	640円	1,610円
第9楽屋			1,080円	1,080円	1,080円	2,800円
楽屋応接室			860円	860円	860円	2,160円
第1練習室			750円	1,510円	1,590円	3,450円
第2練習室			1,180円	2,370円	2,730円	5,710円
大集会室		A	2,030円	4,750円	5,370円	11,310円
		B	2,030円	4,750円	5,370円	11,310円
第1集会室			2,300円	5,400円	6,230円	12,960円
第2集会室			1,480円	3,450円	3,860円	8,090円
第3集会室			1,190円	2,800円	3,100円	6,480円
第4集会室			740円	1,720円	2,070円	4,320円
第1和室			630円	1,510円	1,780円	3,770円
第2和室			630円	1,510円	1,780円	3,770円
第3和室			630円	1,510円	1,780円	3,770円
茶室			550円	1,290円	1,590円	3,430円
多目的ホール			7,960円	18,510円	20,870円	43,910円
展示室		A	全日 11,930円			
		B	全日 7,560円			
		C	全日 4,420円			
駐車場			1台につき1時間を超える場合は、100円に当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の108を乗じて得た額			

2 市民会館うらわの利用料金

ア ホール等の利用料金

施設		時間区分		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分		
ホール	平日	5,610円	14,330円	13,490円	16,450円	23,860円	28,080円		
	土曜日・日曜日・休日	8,420円	19,150円	19,610円	23,910円	35,070円	42,060円		
001	楽屋	530円	980円	930円	1,370円	1,830円	2,260円		
011	楽屋	1,080円	2,220円	2,160円	2,990円	4,100円	5,070円		

イ 集会室等の利用料金

施設		時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分		
101	集会室	3,120円	6,280円	6,130円	13,670円		
402	集会室	1,830円	3,560円	3,580円	8,090円		
403	集会室	1,830円	3,560円	3,580円	8,090円		
405	集会室	750円	1,480円	1,510円	3,340円		
503	集会室	1,830円	3,560円	3,580円	8,090円		
505	集会室	1,830円	3,560円	3,580円	8,090円		
507	集会室	750円	1,480円	1,510円	3,340円		
603	集会室	1,830円	3,560円	3,580円	8,090円		
605	集会室	1,830円	3,560円	3,580円	8,090円		
606	集会室	960円	1,970円	1,970円	4,530円		
703	集会室	430円	600円	750円	1,720円		
705	集会室	1,830円	3,560円	3,580円	8,090円		
706	集会室	1,830円	3,560円	3,580円	8,090円		
707	集会室	960円	1,970円	1,970円	4,530円		
805	コンサート室	3,340円	6,770円	6,610円	15,120円		
807	集会室	750円	1,480円	1,510円	3,340円		
203	展示室	午前9時から午後6時まで 1,830円					
駐車場		1台につき1時間を超える場合は、100円に当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の108を乗じて得た額					

ウ 結婚式場等の利用料金

施設		利用料金
結婚式場（控室等を含む。）		1回につき 1,390円
披露 宴場	101 集会室（松）	1回につき 3,120円
	402 集会室（竹）	1回につき 1,830円
	403 集会室（梅）	
	503 集会室（鶴）	
	505 集会室（亀）	
	603 集会室（寿）	
	605 集会室（宝）	

3 市民会館おおみやの利用料金

ア ホール等の利用料金

施設	時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
----	------	----	----	----	-------	-------	----

施設		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
大ホール	平日	18,300円	35,170円	38,960円	53,470円	75,280円	88,610円
	土曜日・日曜日・休日	22,930円	44,530円	48,320円	67,460円	94,220円	110,850円
小ホール	平日	5,300円	11,410円	11,240円	16,710円	22,910円	26,490円
	土曜日・日曜日・休日	6,850円	12,850円	14,660円	19,700円	27,970円	33,810円
第1楽屋		680円	1,390円	1,640円	2,070円	3,090円	3,610円
第2楽屋		680円	1,390円	1,640円	2,070円	3,090円	3,610円
第3楽屋		680円	1,390円	1,640円	2,070円	3,090円	3,610円
第4楽屋		680円	1,390円	1,640円	2,070円	3,090円	3,610円

イ 集会室及び和室の利用料金

施設		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
第1集会室		1,520円	2,460円	2,660円	3,980円	5,210円	6,240円
第2集会室		1,520円	2,460円	2,660円	3,980円	5,210円	6,240円
第3集会室		1,880円	2,950円	3,080円	4,830円	6,110円	6,930円
第4集会室		2,240円	3,520円	3,910円	5,760円	7,560円	8,740円
第5集会室		2,240円	3,520円	3,910円	5,760円	7,560円	8,740円
和室		2,710円	3,760円	4,020円	6,470円	7,880円	8,960円

4 市民会館いわつきの利用料金

ア ホール等の利用料金

施設		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
ホール	平日	3,080円	6,170円	7,710円	15,420円
	土曜日・日曜日・休日	4,110円	8,220円	10,280円	20,570円
楽屋		510円	610円	820円	1,540円
101	集会室	710円	1,020円	1,330円	2,670円
301	集会室	820円	1,130円	1,540円	3,290円
401	集会室	820円	1,130円	1,540円	3,290円
501	集会室	250円	300円	460円	920円
502	集会室	250円	300円	460円	920円
503	集会室	250円	300円	460円	920円
504	集会室	250円	300円	460円	920円
505	集会室	710円	1,020円	1,330円	2,670円
506	集会室	710円	1,020円	1,330円	2,670円

イ 結婚式場等の利用料金

施設	利用料金
結婚式場	1回につき 1,020円
披露 301 集会室(亀)	1回につき 1,540円

宴場	401 集会室（鶴）	1回につき 1,540円
	505 集会室（松）	1回につき 1,540円
	506 集会室（竹）	1回につき 1,540円
控室		1回につき 410円
着付室		1回につき 200円
写真室		1回につき 300円

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 3 さいたま市に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金（駐車場及び附属設備の利用料金を除く。）の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 ホールの利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び附属設備等に係る利用料金を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 1人1回について徴収する最高の入場料が500円未満のとき 100分の10
 - (2) 1人1回について徴収する最高の入場料が500円以上1,000円未満のとき 100分の30
 - (3) 1人1回について徴収する最高の入場料が1,000円以上2,000円未満のとき 100分の50
 - (4) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円以上3,000円未満のとき 100分の70
 - (5) 1人1回について徴収する最高の入場料が3,000円以上のとき 100分の90
- 5 ホール以外の施設において、利用者が入場料を徴収する場合の利用料金には、規定の利用料金（附属設備等に係る利用料金を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円未満のとき 100分の50
 - (2) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円以上のとき 100分の100
- 6 準備又は練習のため施設等を利用する場合のホール又は展示室の利用料金は、規定の利用料金に100分の70を乗じて得た額とする。この場合、文化センター大ホールにあっては、Bの項の利用料金を適用する。
- 7 文化センターにおいて、大ホール又は小ホールの利用に付随して利用する場合のリハーサル室及び展示室の利用料金については、リハーサル室は規定の利用料金の額（第3項に該当する場合は、加算後の利用料金の額）の100分の50、展示室については規定の利用料金の額（第3項に該当する場合は、加算後の利用料金の額）の100分の70に相当する額とする。
- 8 市民会館うらわ及び市民会館いわつきの結婚式場等の利用において、新郎、新婦の両者が市外居住者である場合の利用料金は、規定の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 9 利用料金を計算する場合において、利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(さいたま市伝統文化施設条例の一部改正)

第32条 さいたま市伝統文化施設条例（平成13年さいたま市条例第222号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第13条、第19条関係）							別表（第13条、第19条関係）						
1 恭慶館の利用料金							1 恭慶館の利用料金						
時間区分	午前	午後	夜間	全日			時間区分	午前	午後	夜間	全日		
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時		午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時				
施設名							施設名						
第1和室	<u>2,160円</u>	<u>2,690円</u>	<u>3,240円</u>	<u>7,120円</u>			第1和室	<u>2,100円</u>	<u>2,620円</u>	<u>3,150円</u>	<u>6,930円</u>		
第2和室	<u>1,080円</u>	<u>1,610円</u>	<u>2,160円</u>	<u>4,320円</u>			第2和室	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,100円</u>	<u>4,200円</u>		
茶室	<u>2,160円</u>	<u>2,690円</u>	<u>3,240円</u>	<u>7,120円</u>			茶室	<u>2,100円</u>	<u>2,620円</u>	<u>3,150円</u>	<u>6,930円</u>		
表広間	<u>2,160円</u>	<u>2,690円</u>	<u>3,240円</u>	<u>7,120円</u>			表広間	<u>2,100円</u>	<u>2,620円</u>	<u>3,150円</u>	<u>6,930円</u>		
附属設備	[略]						附属設備	[略]					
備考 [略]							備考 [略]						
2 文化館の利用料金							2 文化館の利用料金						
時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
施設名							施設名						
練習場	<u>1,540円</u>	<u>2,050円</u>	<u>2,260円</u>	<u>3,590円</u>	<u>4,310円</u>	<u>5,850円</u>	練習場	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,500円</u>	<u>4,200円</u>	<u>5,700円</u>
第1和室	[略]	<u>410円</u>	<u>510円</u>	<u>710円</u>	<u>920円</u>	<u>1,220円</u>	第1和室	[略]	<u>400円</u>	<u>500円</u>	<u>700円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>

第2和室		410 円	510 円	710 円	920 円	1,220 円
会議室	410 円	510 円	610 円	920 円	1,120 円	1,530 円
展示場	1,130 円	1,430 円	1,640 円	2,560 円	3,070 円	4,200 円

備考 [略]

第2和室		400 円	500 円	700 円	900 円	1,200 円
会議室	400 円	500 円	600 円	900 円	1,100 円	1,500 円
展示場	1,100 円	1,400 円	1,600 円	2,500 円	3,000 円	4,100 円

備考 [略]

(さいたま市大宮盆栽美術館条例の一部改正)

第33条 さいたま市大宮盆栽美術館条例（平成21年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
区分	観覧料（1人1回につき）		観覧料（1人1回につき）		年間観覧料（個人に限る。）
	個人	団体（20人以上）	個人	団体（20人以上）	
一般	[略]		[略]		1,020円
高校生・大学生・65歳以上	[略]		[略]		510円
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
区分	特別使用料（1点1回につき）		区分	特別使用料（1点1回につき）	
撮影	学術研究用	530円	撮影	学術研究用	520円
	その他	4,320円		その他	4,200円
原板使用	学術研究用	530円	原板使用	学術研究用	520円
	その他	3,240円		その他	3,150円
備考 [略]			備考 [略]		

別表第3（第11条関係）

施設の種類	施設の種類	利用区分	使用料
講座室	[略]	午前（9時から12時まで）	1,940円
		午後（13時から閉館時間まで）	1,940円
		1日	3,880円
		駐車場	大型車
	一般車	超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の1.08を乗じて得た額	

備考 [略]

別表第3（第11条関係）

施設の種類	施設の種類	利用区分	使用料
講座室	[略]	午前（9時から12時まで）	1,890円
		午後（13時から閉館時間まで）	1,890円
		1日	3,780円
		駐車場	大型車
	一般車	超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の1.05を乗じて得た額	

備考 [略]

（さいたま市体育館条例の一部改正）

第34条 さいたま市体育館条例（平成13年さいたま市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条、第19条関係）

1 さいたま市浦和駒場体育館利用料金

(1) 専用利用料金

施設名		種別	利用単位	利用料金	全日利用料金		
屋内 施設	競技場 アマチュアの体育 ・スポーツ及びレ クリエーションに 利用する場合	一般・ 学生	午前9時～ 午後5時	2時間	2,790円	16,350円	
			午後5時～ 午後9時	5,610円			
		児童・ 生徒	午前9時～ 午後5時	2時間	1,390円		8,170円
			午後5時～ 午後9時	2,800円			
		その他の場合	平日	午前9時～ 午後9時	7,280円		32,810円
			土・日 曜日 休日	10,920円	49,160円		
	第1体育室 第2体育室	一般・ 学生	午前9時～ 午後5時	2時間	780円	4,630円	
			午後5時～ 午後9時	1,580円			
		児童・ 生徒	午前9時～ 午後5時	390円	2,310円		
			午後5時～ 午後9時	790円			
		柔・剣道場 弓道場 卓球場 トレーニング室	一般・ 学生	午前9時～ 午後5時	2時間	1,000円	5,710円
				午後5時～ 午後9時	1,870円		
児童・ 生徒	午前9時～ 午後5時		490円	2,850円			
	午後5時～ 午後9時		920円				
第1会議室・第2会議室		2時間	260円				
屋外 施設	テニスコート	一般・ 学生	2時間	430円			
		児童・ 生徒	200円				

(2) 個人利用料金

種別	利用料金
一般・学生	2時間につき 100円
児童・生徒	2時間につき 50円

(3) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	利用者の住所、居所、事務所、事業所等が市外の場合（以下「市外利用」という。）の増利用料金は、当該規定利用料金額（1 専用利用又は2 個人利用の利用料金額をいう。以下同じ。）の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の増利用料金は、1 人1 回について徴収する最高の入場料金に50を乗じて得た額とする。

備考

- 1 競技場及び第1 体育室の専用利用は、床面積の2分の1の単位で行うことができる。この場合の利用料金は、規定利用料金額（市外利用にあつては、当該増利用料金を加算した額）の100分の50とする。
- 2 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。
- 3 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される法人その他の団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。
- 5 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。

2 さいたま市大宮体育館利用料金

(1) 基本利用料金

施設名		区分			利用料金	
競技場	アマチュアの体育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	バスケットボールコート	一般・学生	専用	2 時間	1,670 円
			児童・生徒			830 円
		バレーボールコート	一般・学生	専用	1,200 円	
			児童・生徒		590 円	
		バドミントンコート	一般・学生	専用	260 円	
			児童・生徒		130 円	
	ハンドボールコート 競技場全面	一般・学生	専用	3,620 円		
		児童・生徒		1,810 円		
	その他の場合	平日	全面専用		2 時間	7,250 円
		土曜日・日曜日・休日				14,390 円
柔道場・剣道場 体力測定室兼トレーニング室		一般・学生	専用	2 時間	1,200 円	
			共用		590 円	
		児童・生徒	専用		590 円	
			共用		280 円	
体力測定室兼トレーニング室		一般・学生	個人	2 時間	220 円	
		児童・生徒			110 円	
卓球場		一般・学生	専用	2 時間	940 円	

	児童・生徒			460 円
	一般・学生	1 台		110 円
	児童・生徒			50 円
弓道場	一般・学生	専用	2 時間	1,200 円
	一般・学生	個人		280 円
会議室			2 時間	460 円

(2) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外利用の増利用料金は、当該基本利用料金額の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金を徴収する場合の増利用料金は、1人1回について徴収する最高の入場料金に100を乗じて得た額とする。

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。
- 2 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児が利用する場合又は児童・生徒を主たる対象として利用する場合をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。
- 4 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。

3 さいたま市与野体育館利用料金

(1) 基本利用料金

施設名	利用区分	種別	利用時間	利用料金	全日利用料金
競技場	午前9時～午前11時	一般・学生	2時間	2,160円	13,980円
		児童・生徒	2時間	1,080円	
	午前11時～午後1時	一般・学生	2時間	2,160円	
		児童・生徒	2時間	1,080円	
	午後1時～午後3時	一般・学生	2時間	2,420円	
		児童・生徒	2時間	1,210円	
	午後3時～午後5時	一般・学生	2時間	2,420円	
		児童・生徒	2時間	1,210円	
	午後5時～午後7時	一般・学生	2時間	4,320円	
		児童・生徒	2時間	2,160円	
午後7時～午後9時	一般・学生	2時間	4,320円		
	児童・生徒	2時間	2,160円		
第1和室 第2和室	午前9時～午前11時	一般・学生	2時間	340円	2,370円
		児童・生徒	2時間	170円	
	午前11時～午後1時	一般・学生	2時間	340円	
		児童・生徒	2時間	170円	
	午後1時～午後	一般・学生	2時間	370円	

	3時	児童・生徒	2時間	180円			
	午後3時～午後5時	一般・学生	2時間	370円			
		児童・生徒	2時間	180円			
	午後5時～午後7時	一般・学生	2時間	860円			
		児童・生徒	2時間	430円			
	午後7時～午後9時	一般・学生	2時間	860円			
		児童・生徒	2時間	430円			
第1集会室	午前9時～午前11時	一般・学生	2時間	710円	4,850円		
		児童・生徒	2時間	350円			
	午前11時～午後1時	一般・学生	2時間	710円			
		児童・生徒	2時間	350円			
	午後1時～午後3時	一般・学生	2時間	800円			
		児童・生徒	2時間	400円			
	午後3時～午後5時	一般・学生	2時間	800円			
		児童・生徒	2時間	400円			
	午後5時～午後7時	一般・学生	2時間	1,780円			
		児童・生徒	2時間	890円			
	午後7時～午後9時	一般・学生	2時間	1,780円			
		児童・生徒	2時間	890円			
	第2集会室	午前9時～午前11時	一般・学生	2時間		1,060円	8,090円
			児童・生徒	2時間		530円	
午前11時～午後1時		一般・学生	2時間	1,060円			
		児童・生徒	2時間	530円			
午後1時～午後3時		一般・学生	2時間	1,340円			
		児童・生徒	2時間	660円			
午後3時～午後5時		一般・学生	2時間	1,340円			
		児童・生徒	2時間	660円			
午後5時～午後7時		一般・学生	2時間	2,870円			
		児童・生徒	2時間	1,430円			
午後7時～午後9時		一般・学生	2時間	2,870円			
		児童・生徒	2時間	1,430円			

(2) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外利用の増利用料金は、当該基本利用料金額の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金を徴収する場合の増利用料金は、当該基本利用料金額に3を乗じて得た額とする。

備考

- 1 競技場の利用は、床面積の2分の1の単位で行うことができる。この場合の利用料金は、基本

利用料金額（市外利用にあつては、当該増利用料金を加算した額）の100分の50とする。

- 2 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。
- 3 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される法人その他の団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。

4 さいたま市浦和西体育館利用料金

(1) 専用利用料金

施設名		種別	利用時間	利用料金	全日利用料金
競技場	アマチュアの体育、スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般・学生	2時間	1,670円	9,050円
		児童・生徒	2時間	830円	4,510円
	その他の場合		2時間	3,490円	18,880円
トレーニング室		一般・学生	2時間	570円	3,100円
		児童・生徒	2時間	280円	1,550円
卓球室		一般・学生	2時間	570円	3,100円
		児童・生徒	2時間	280円	1,550円
ミーティング室		一般・学生	2時間	250円	1,380円
		児童・生徒	2時間	120円	680円

(2) 個人利用料金

施設名	種別	利用時間	利用料金
トレーニング室	一般・学生	2時間	90円
	児童・生徒	2時間	40円
卓球室	一般・学生	2時間	90円
	児童・生徒	2時間	40円

(3) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外利用の増利用料金は、当該規定利用料金額（(1) 専用利用料金又は(2) 個人利用料金の利用料金額をいう。以下同じ。）の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の増利用料金は、1人1回について徴収する最高の入場料金に50を乗じて得た額とする。

備考

- 1 競技場の専用利用は、床面積の2分の1の単位で行うことができる。この場合の利用料金は、規定利用料金額（市外利用にあつては、当該増利用料金を加算した額）の100分の50とする。
- 2 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。
- 3 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される法人その他の団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。

5 さいたま市記念総合体育館利用料金

(1) 専用利用料金

施設名		種別	利用時間	利用料金		全日利用料金	
メインアリーナ	アマチュアの体育、スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	一般・学生	2時間	全面	13,470円	67,370円	
				1面	4,480円		
		児童・生徒	2時間	全面	6,730円	33,680円	
				1面	2,240円		
	その他の場合	平日	2時間	40,420円		202,110円	
		土・日曜日 休日	2時間	67,370円		336,850円	
サブアリーナ	アマチュアの体育、スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	一般・学生	2時間	全面	6,060円	30,340円	
				1面	3,030円		
		児童・生徒	2時間	全面	3,030円	15,170円	
				1面	1,510円		
	その他の場合	平日	2時間	18,200円		91,020円	
		土・日曜日 休日	2時間	30,340円		151,710円	
多目的室	A・B・C・D	一般・学生	2時間	5,030円		25,190円	
		児童・生徒	2時間	2,510円		12,590円	
	A	一般・学生	2時間	1,230円		6,170円	
		児童・生徒	2時間	610円		3,080円	
	B	一般・学生	2時間	1,020円		5,140円	
		児童・生徒	2時間	510円		2,570円	
	C	一般・学生	2時間	1,230円		6,170円	
		児童・生徒	2時間	610円		3,080円	
	D	一般・学生	2時間	1,020円		5,140円	
		児童・生徒	2時間	510円		2,570円	
	弓道場		一般・学生	2時間	2,670円		13,370円
			児童・生徒	2時間	1,330円		6,680円
会議室A		一般・学生	2時間	510円		2,570円	
会議室B		一般・学生	2時間	510円		2,570円	
研修室	A	一般・学生	2時間	610円		3,080円	
	B	一般・学生	2時間	410円		2,050円	
	C	一般・学生	2時間	410円		2,050円	

(2) 個人利用料金

施設名	区分	利用時間	利用料金
トレーニング室・フィットネススタジオ	一般・学生	2時間	510円
	児童・生徒	2時間	250円
弓道場	一般・学生	2時間	300円

	児童・生徒	2時間	150円
卓球室	一般・学生	2時間	300円
	児童・生徒	2時間	150円
温水プール	一般・学生	2時間	410円
	児童・生徒	2時間	200円
ランニングコース	一般・学生	2時間	100円
	児童・生徒	2時間	50円

(3) 個人定期利用料金

施設名	月数	利用時間	一般・学生	児童・生徒
トレーニング・フィットネス・プール・ランニングコース	1カ月	2時間	4,110円	2,050円
	3カ月	2時間	11,100円	5,550円
	6カ月	2時間	22,210円	11,100円

(4) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外利用の増利用料金は、当該規定利用料金額（(1) 専用利用料金、(2) 個人利用料金又は(3) 個人定期利用料金の利用料金額をいう。）の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の増利用料金は、1人1回について徴収する最高の入場料金に100を乗じて得た額とする。

備考

- 「1面」とは、メインアリーナにおいては床面積の3分の1、サブアリーナにおいては床面積の2分の1に相当する面積を有する指定された1区画の面をいう。
- 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。
- 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される法人その他の団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。

成道場	道場	専用	学生		
			共用	[略]	
		専用	児童・生徒		
			共用		
		全面	専用	一般・学生	1,200円
				共用	590円
			専用	児童・生徒	590円
				共用	[略]
	剣道場	半面	専用	一般・学生	590円
				共用	[略]
			専用	児童・生徒	
				共用	
		全面	専用	一般・学生	1,200円
				共用	590円
専用			児童・生徒	590円	
			共用	[略]	
弓道場		専用	一般・学生	1,200円	
		個人		[略]	
会議室				460円	
2 [略]					
備考 [略]					

成道場	道場	専用	学生		
			共用	[略]	
		専用	児童・生徒		
			共用		
		全面	専用	一般・学生	1,170円
				共用	580円
			専用	児童・生徒	580円
				共用	[略]
	剣道場	半面	専用	一般・学生	580円
				共用	[略]
			専用	児童・生徒	
				共用	
		全面	専用	一般・学生	1,170円
				共用	580円
専用			児童・生徒	580円	
			共用	[略]	
弓道場		専用	一般・学生	1,170円	
		個人		[略]	
会議室				450円	
2 [略]					
備考 [略]					

(さいたま市男女共同参画推進センター条例の一部改正)

第36条 さいたま市男女共同参画推進センター条例（平成15年さいたま市条例第

78号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）					
施設	時間区分	午前	午後	夜間	施設	時間区分	午前	午後	夜間
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時			午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
会議室1		<u>460円</u>	610円	<u>460円</u>	会議室1		<u>450円</u>	600円	<u>450円</u>
会議室2		<u>460円</u>	610円	<u>460円</u>	会議室2		<u>450円</u>	600円	<u>450円</u>
会議室3		<u>1,520円</u>	<u>2,020円</u>	<u>1,520円</u>	会議室3		<u>1,480円</u>	<u>1,970円</u>	<u>1,480円</u>
プレイルーム		<u>730円</u>	970円	<u>730円</u>	プレイルーム		<u>710円</u>	950円	<u>710円</u>
備考 [略]				備考 [略]					

（さいたま市市民活動サポートセンター条例の一部改正）

第37条 さいたま市市民活動サポートセンター条例（平成19年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
団体ロッカー（大）	[略]	<u>610円</u>	団体ロッカー（大）	[略]	<u>600円</u>
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

(さいたま市産業振興会館条例の一部改正)

第38条 さいたま市産業振興会館条例（平成13年さいたま市条例第226号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第12条関係） 施設等使用料							別表（第12条関係） 施設等使用料						
区分	午前	午後	夜間	午前 ～午後	午後 ～夜間	全日	区分	午前	午後	夜間	午前 ～午後	午後 ～夜間	全日
	午前 9時 ～午後 零時	午後 1時 ～午後 5時	午後 6時 ～午後 9時	午前 9時 ～午後 5時	午後 1時 ～午後 9時	午前 9時 ～午後 9時		午前 9時 ～午後 零時	午後 1時 ～午後 5時	午後 6時 ～午後 9時	午前 9時 ～午後 5時	午後 1時 ～午後 9時	午前 9時 ～午後 9時
多目的ホール	1,390 円	1,730 円	1,730 円	3,120 円	3,460 円	4,850 円	多目的ホール	1,360 円	1,690 円	1,690 円	3,050 円	3,380 円	4,740 円
大会議室	680円	800円	800円	1,480 円	1,600 円	2,280 円	大会議室	670円	780円	780円	1,450 円	1,560 円	2,230 円
小会議室	[略]	450円	450円	780円	900円	1,230 円	小会議室	[略]	440円	440円	770円	880円	1,210 円
実習室		450円	450円	780円	900円	1,230 円	実習室		440円	440円	770円	880円	1,210 円
相談室		450円	450円	780円	900円	1,230 円	相談室		440円	440円	770円	880円	1,210 円
[略]							[略]						
備考 [略]							備考 [略]						

(さいたま市産業文化センター条例の一部改正)

第39条 さいたま市産業文化センター条例（平成13年さいたま市条例第227号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表（第11条、第17条関係） センターの利用料金					別表（第11条、第17条関係） センターの利用料金						
区分		利用料金				区分		利用料金			
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日
		午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
ホー ル	平日	<u>7,560</u> 円	<u>12,960</u> 円	<u>13,160</u> 円	<u>30,540</u> 円	ホー ル	平日	<u>7,350</u> 円	<u>12,600</u> 円	<u>12,800</u> 円	<u>29,700</u> 円
	土曜日、 日曜日、 休日	<u>9,720</u> 円	<u>15,120</u> 円	<u>15,940</u> 円	<u>36,720</u> 円		土曜日、 日曜日、 休日	<u>9,450</u> 円	<u>14,700</u> 円	<u>15,500</u> 円	<u>35,700</u> 円
会議室 1	30	<u>1,390</u> 円	<u>1,830</u> 円	<u>1,970</u> 円	<u>5,190</u> 円	会議室 1	30	<u>1,360</u> 円	<u>1,780</u> 円	<u>1,920</u> 円	<u>5,060</u> 円
会議室 2	30	<u>1,390</u> 円	<u>1,830</u> 円	<u>1,970</u> 円	<u>5,190</u> 円	会議室 2	30	<u>1,360</u> 円	<u>1,780</u> 円	<u>1,920</u> 円	<u>5,060</u> 円
会議室 3	30	<u>860</u> 円	<u>1,080</u> 円	<u>1,130</u> 円	<u>3,070</u> 円	会議室 3	30	<u>840</u> 円	<u>1,050</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>2,990</u> 円
和室		<u>1,080</u> 円	<u>1,510</u> 円	<u>1,510</u> 円	<u>4,100</u> 円	和室		<u>1,050</u> 円	<u>1,470</u> 円	<u>1,470</u> 円	<u>3,990</u> 円
[略]					[略]						
備考 [略]					備考 [略]						

（さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部改正）

第40条 さいたま市農業者トレーニングセンター条例（平成13年さいたま市条例第230号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1 (第13条関係)				別表第1 (第13条関係)			
センターの使用料				センターの使用料			
利用 区分 種別	午前	午後	夜間	利用 区分 種別	午前	午後	夜間
	午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時
研修ホール	530円	530円	750円	研修ホール	520円	520円	730円
大会議室	530円	530円	750円	大会議室	520円	520円	730円
生活改善 研修室	[略]		530円	生活改善 研修室	[略]		520円
和室研修 室	530円	530円	750円	和室研修 室	520円	520円	730円
研修会議 室	[略]		530円	研修会議 室	[略]		520円
別表第2 (第20条関係)				別表第2 (第20条関係)			
併設施設の使用料				併設施設の使用料			
種別	使用料	摘要		種別	使用料	摘要	
[略]				[略]			
花き母樹温室	1区画 1期に つき 1,080円	[略]		花き母樹温室	1区画 1期に つき 1,050円	[略]	
花き集荷施設	販売額の5パー セントに相当す る額に100分 の108を乗じ て得た額 (その 額に10円未満 の端数が生じた ときは、これを 切り捨てた額)			花き集荷施設	販売額の5パー セントに相当す る額に100分 の105を乗じ て得た額 (その 額に10円未満 の端数が生じた ときは、これを 切り捨てた額)		

(さいたま市市民の森条例の一部改正)

第41条 さいたま市市民の森条例 (平成13年さいたま市条例第231号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

区分		午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日	
		午前9 時～午 後零時	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後9時	午前9 時～午 後5時	午後1 時～午 後9時	午前9 時～午 後9時	
見沼	多目的ホール	1,960円	2,330円	2,330円	4,290円	4,660円	6,620円	
グリーン センター	大会議室	850円	970円	970円	1,820円	1,940円	2,790円	
	中会議室	730円	850円	850円	1,580円	1,700円	2,430円	
	小会議室	350円	470円	470円	820円	940円	1,290円	
	料理実習室	230円	350円	350円	580円	700円	930円	
	研修室	350円	470円	470円	820円	940円	1,290円	
市民 農園	第1 農園	第1種 (10 5平方 メートル)	年66,030円					
		第2種 (56 平方メ ートル)	年35,170円					
		第3種 (49 平方メ ートル)	年30,750円					
	第2農園(2	年12,850円						

	5平方メートル)	
--	----------	--

備考

- 1 市外居住者が見沼グリーンセンターを利用する場合の使用料には、上記の表の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を加算する。
- 2 見沼グリーンセンターを利用する場合の準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。
- 3 見沼グリーンセンターの利用時間を延長して利用する場合の使用料は、延長時間1時間につき1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 4 市民農園の利用期間が1年に満たないときの使用料は、月割計算によるものとする。
- 5 市民農園の利用期間が1月に満たないとき又は利用期間に1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算するものとする。

(さいたま市農村広場条例の一部改正)

第42条 さいたま市農村広場条例（平成13年さいたま市条例第232号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第13条、第19条関係）							別表（第13条、第19条関係）						
利用区分 研修施設	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	利用区分 研修施設	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
多目的ホール	<u>1,220</u> 円	<u>1,470</u> 円	<u>1,580</u> 円	<u>2,690</u> 円	<u>3,050</u> 円	<u>4,270</u> 円	多目的ホール	<u>1,190</u> 円	<u>1,430</u> 円	<u>1,540</u> 円	<u>2,620</u> 円	<u>2,970</u> 円	<u>4,160</u> 円
会議室	[略]	<u>420</u> 円	<u>470</u> 円	<u>770</u> 円	<u>890</u> 円	<u>1,240</u> 円	会議室	[略]	<u>410</u> 円	<u>460</u> 円	<u>760</u> 円	<u>870</u> 円	<u>1,220</u> 円
和室	[略]						和室	[略]					
生活改善室	[略]	<u>420</u> 円	[略]	<u>770</u> 円	<u>1,000</u> 円		生活改善室	[略]	<u>410</u> 円	[略]	<u>760</u> 円	<u>990</u> 円	
備考	[略]						備考	[略]					

(さいたま市大宮花の丘農林公苑条例の一部改正)

第43条 さいたま市大宮花の丘農林公苑条例（平成13年さいたま市条例第233号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第13条、第19条関係）							別表（第13条、第19条関係）						
利用区分 室名	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	利用区分 室名	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
みそ加工室	<u>510円</u>	<u>640円</u>	<u>510円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,660円</u>	みそ加工室	<u>500円</u>	<u>630円</u>	<u>500円</u>	<u>1,130円</u>	<u>1,130円</u>	<u>1,630円</u>
調理室	[略]	<u>430円</u>	[略]	<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>1,090円</u>	調理室	[略]	<u>420円</u>	[略]	<u>750円</u>	<u>750円</u>	<u>1,080円</u>
実習室	<u>630円</u>	<u>850円</u>	<u>630円</u>	<u>1,480円</u>	<u>1,480円</u>	<u>2,110円</u>	実習室	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>620円</u>	<u>1,450円</u>	<u>1,450円</u>	<u>2,070円</u>
研修室	<u>630円</u>	<u>850円</u>	<u>630円</u>	<u>1,480円</u>	<u>1,480円</u>	<u>2,110円</u>	研修室	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>620円</u>	<u>1,450円</u>	<u>1,450円</u>	<u>2,070円</u>
備考	[略]						備考	[略]					

（さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部改正）

第44条 さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成13年さいたま市条例第237号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(卸売物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその<u>100分の8</u>に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその売買参加者に請求することができる。</p>	<p>(卸売物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその<u>100分の5</u>に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその売買参加者に請求することができる。</p>
<p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその<u>100分の8</u>に相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその<u>100分の5</u>に相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p>
<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の5</u>に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の<u>100分の5</u>に相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第59条 売買参加者は、卸売業者から買い受けた</p>	<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第59条 売買参加者は、卸売業者から買い受けた</p>

物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその100分の8に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2・3 [略]

別表第4（第70条関係）

市場使用料

[略]		
卸売業者卸売場使用料	[略]	
	昭和63年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 4,298円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき 月額 208円	
関連事業者営業所使用料	1平方メートルにつき 月額 208円	
冷蔵庫施設使用料	昭和36年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 3,145円
	昭和63年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 3,878円
土地使用料	1平方メートルにつき 月額 103円	

備考 [略]

物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその100分の5に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2・3 [略]

別表第4（第70条関係）

市場使用料

[略]		
卸売業者卸売場使用料	[略]	
	昭和63年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 4,179円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき 月額 203円	
関連事業者営業所使用料	1平方メートルにつき 月額 203円	
冷蔵庫施設使用料	昭和36年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 3,058円
	昭和63年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 3,771円
土地使用料	1平方メートルにつき 月額 101円	

備考 [略]

（さいたま市と畜場条例の一部改正）

第45条 さいたま市と畜場条例（平成13年さいたま市条例第238号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料)	(使用料)
第6条 と畜場の使用料（消費税額及び地方消費税	第6条 と畜場の使用料（消費税額及び地方消費税

額を含む。)は、次に掲げる範囲内において、市長がこれを定める。

(1) と畜場使用料

ア 牛(生後1年以上のものをいう。) 1頭
につき 4,129円

イ 馬(生後1年以上のものをいう。) 1頭
につき 2,725円

ウ 子牛(生後1年未満のものをいう。) 1頭
につき 2,242円

エ 子馬(生後1年未満のものをいう。) 1頭
につき 838円

オ 豚

(イ) 枝肉が100キログラム未満のもの 1頭
につき 838円

(ロ) 枝肉が100キログラム以上のもの 1頭
につき 1,205円

カ めん羊・山羊 1頭につき 471円

(2) 施設使用料

建物 1平方メートルにつき 月額208円

2・3 [略]

額を含む。)は、次に掲げる範囲内において、市長がこれを定める。

(1) と畜場使用料

ア 牛(生後1年以上のものをいう。) 1頭
につき 4,015円

イ 馬(生後1年以上のものをいう。) 1頭
につき 2,650円

ウ 子牛(生後1年未満のものをいう。) 1頭
につき 2,180円

エ 子馬(生後1年未満のものをいう。) 1頭
につき 815円

オ 豚

(イ) 枝肉が100キログラム未満のもの 1頭
につき 815円

(ロ) 枝肉が100キログラム以上のもの 1頭
につき 1,172円

カ めん羊・山羊 1頭につき 458円

(2) 施設使用料

建物 1平方メートルにつき 月額203円

2・3 [略]

(さいたま市都市公園条例の一部改正)

第46条 さいたま市都市公園条例(平成13年さいたま市条例第244号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3(第19条、第30条関係)			別表第3(第19条、第30条関係)		
行為の種類	単位	利用料金	行為の種類	単位	利用料金
[略]			[略]		
臨時に会費を徴して行う写真コンテスト等の撮影会	[略]	<u>1,080円</u>	臨時に会費を徴して行う写真コンテスト等の撮影会	[略]	<u>1,050円</u>
業として行う映画又はテレビジョンの撮		<u>3,240円</u>	業として行う映画又はテレビジョンの撮		<u>3,150円</u>

影		
[略]		
一時的な広告の表示	表示面積 1 平方メートルにつき 1 日 (大型映像装置により表示する場合を除く。)	<u>3,240 円</u>
	大型映像装置による表示 1 日につき	<u>129,600 円</u>
備考 [略]		

影		
[略]		
一時的な広告の表示	表示面積 1 平方メートルにつき 1 日 (大型映像装置により表示する場合を除く。)	<u>3,150 円</u>
	大型映像装置による表示 1 日につき	<u>126,000 円</u>
備考 [略]		

別表第 4 を次のように改める。

別表第4（第19条、第30条関係）

公園名	公園施設名	区分		利用料金				摘要
				午前	午後	全日	時間外利用（1時間につき）	
				午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで		
浦和総合運動場	野球場	一般		3,240円	4,320円	6,790円	1,080円	
		児童・生徒		1,610円	2,160円	3,390円	530円	
	一般競技場	一般		960円	1,390円	2,040円	370円	
		児童・生徒		480円	690円	1,010円	210円	
	テニスコート	一般		1面1時間につき 210円		210円		
		児童・生徒		1面1時間につき 100円		100円		
	トレーニング場	一般	団体		1時間につき 210円		210円	
			個人		1時間につき 50円		50円	
		児童・生徒	団体		1時間につき 100円		100円	
			個人		1時間につき 20円		20円	
	附属設備	会議室			1時間につき 130円		130円	
		スコアボード			1時間につき 310円		310円	
		放送・電気設備			1時間につき 210円		210円	
		照明設備			1時間につき 3,240円		3,240円	
駒場運動公園	競技場（駒場スタジアム）	一般	専用		4,850円	6,480円	10,150円	1,610円
			共用	団体		1時間につき 370円		370円
				個人		1時間につき 50円		50円
		児童・生徒	専用		2,420円	3,240円	5,070円	800円
			共用	団体		1時間につき 170円		170円
				個人		1時間につき 20円		20円
	補助競技場	一般		960円	1,390円	2,040円	370円	
		児童・生徒		480円	690円	1,010円	210円	
	相撲場	一般		1面1時間につき 210円		210円		
		児童・生徒		1面1時間につき 100円		100円		
	屋外プール	一般		1回につき 430円				
		児童・生徒		1回につき 210円				
	附属設備	会議室			1時間につき 130円		130円	
		放送室			1時間につき 130円		130円	
放送・電気設備			1時間につき 210円		210円			
照明設備		全点灯	1,500ルクス		1時間につき 108,000円		108,000円	
		2分の1点灯	800ルクス		1時間につき 5,400円		5,400円	
		4分の1点灯	300ルクス		1時間につき 3,240円		3,240円	
補助競技場			1時間につき 960円		960円			
大型映像装置			1時間につき 5,400円		5,400円			
コインロッカー			1回につき 50円					
沼影公園	屋外プール	通常利用	一般		1回につき 430円		1 専用利用（屋外プールについては、50mプール及び飛び込みプールに限	
			児童・生徒		1回につき 210円			
		専用利用	一般		1時間につき 2,370円			15,120円

			児童・生徒	1時間につき 1,180円	7,560円	1,180円		る。)は、通常利用に支障のない場合に限る。 2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。
	屋内プール	通常利用	一般	1回につき 430円				
			児童・生徒	1回につき 210円				
		専用利用	一般	1コース1時間につき 640円	640円	640円		
			児童・生徒	1コース1時間につき 310円	310円	310円		
	アイススケート場	通常利用	一般	1回につき 640円				専用利用は、通常利用に支障のない場合に限る。
			児童・生徒	1回につき 310円				
		専用利用	一般	1時間につき 5,400円	34,560円	5,400円		
	児童・生徒		1時間につき 2,690円	17,280円	2,690円			
	附属設備	会議室		1時間につき 130円		130円		
		放送・電気設備		1時間につき 210円		210円		
		照明設備		1時間につき 430円		430円		
		コインロッカー		1回につき 50円				
荒川総合運動公園	公園施設	競技場	一般	専用	1,940円	2,800円	4,200円	750円
				共用	団体	1時間につき 140円		140円
			個人	1時間につき 50円		50円		
		児童・生徒	専用	960円	1,390円	2,090円	370円	
				共用	団体	1時間につき 70円		70円
			個人	1時間につき 20円		20円		
	一般競技場	一般	960円	1,390円	2,040円	370円		
		児童・生徒	480円	690円	1,010円	210円		
	サッカー場	一般	960円	1,390円	2,040円	370円		
		児童・生徒	480円	690円	1,010円	210円		
	野球場	一般	960円	1,390円	2,040円	370円		
		児童・生徒	480円	690円	1,010円	210円		
	ソフトボール場兼野球場	一般	860円	1,180円	1,830円	310円		
		児童・生徒	430円	580円	910円	150円		
テニスコート	一般	1面1時間につき 210円		210円				
	児童・生徒	1面1時間につき 100円		100円				
附属設備	会議室		1時間につき 130円		130円			
	放送・電気設備		1時間につき 210円		210円			
三浦運動公園	公園施設	一般競技場	一般	960円	1,390円	2,040円	370円	
			児童・生徒	480円	690円	1,010円	210円	
大和田公園	公園施設	野球場	一般	3,240円	4,320円	6,790円	1,080円	
			児童・生徒	1,610円	2,160円	3,390円	530円	
	テニスコート	一般	1面1時間につき 210円		210円			
		児童・生徒	1面1時間につき 100円		100円			
	屋外プール	通常利用	一般	1回につき 430円			1 専用利用は、監督者等の指導の下	
		児童・生徒	1回につき 210円					

		専用利用	一般	1時間につき 2,370円	15,120円	2,370円	に、30人以上の者が合同で競泳プールを専用する場合で、かつ、通常利用に支障のない場合に限る。 2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。	
			児童・生徒	1時間につき 1,180円	7,560円	1,180円		
附属設備	会議室		1時間につき 130円		130円			
	スコアボード		1時間につき 310円		310円			
	放送・電気設備		1時間につき 210円		210円			
	照明設備	野球場	全点灯	1時間につき 8,640円		8,640円		
			3分の2点灯	1時間につき 6,480円		6,480円		
	テニスコート		1面1時間につき 310円		310円			
	コインロッカー		1回につき 50円					
	駐車場		1台1回につき 690円					
西遊馬公園	公園施設	野球場	一般	960円	1,390円	2,040円	370円	
			児童・生徒	480円	690円	1,010円	210円	
	公園施設	サッカー場	一般	960円	1,390円	2,040円	370円	
			児童・生徒	480円	690円	1,010円	210円	
	公園施設	テニスコート	一般	1面1時間につき 210円		210円		
			児童・生徒	1面1時間につき 100円		100円		
三橋総合公園	公園施設	体育室	アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	全面（1時間につき）		1,080円		児童・生徒の利用料金は、左記の金額の半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
				半面（1時間につき）		520円		
				4分の1面（1時間につき）		250円		
				バスケットボールコート（1面1時間につき）		520円		
				バレーボールコート（1面1時間につき）		520円		
				バドミントンコート（1面1時間につき）		120円		
				卓球（1台1時間につき）		50円		
				50円				
	公園施設	その他の場合	全	平日（1時間につき）		2,160円		
			面	日曜日、土曜日及び休日（1時間につき）		4,320円		
	トレーニング・エリア		1時間につき 100円		100円			
	公園施設	テニスコート	一般	1面1時間につき 210円		210円		
			児童・生徒	1面1時間につき 100円		100円		
公園施設	屋内プール	通常利用	一般	1回につき 430円				
			児童・生徒	1回につき 210円				
		専用利用	一般	1コース1時間につき 640円		640円		
			児童・生徒	1コース1時間につき 310円		310円		
							1 専用利用は、原則として、7月1日から8月31日までの期間を除き、10人以上の者で	

子 公 園	施設	テニスコート	一般	1面1時間につき 210円			210円						
			児童・生徒	1面1時間につき 100円			100円						
秋 葉 の 森	公園 施設	サッカー場	一般	4,850円	6,480円	10,150円	1,610円						
			児童・生徒	2,420円	3,240円	5,070円	800円						
総 合 公 園	附属 設備	野外施設	1基1日につき 710円										
		会議室	1室1時間につき 130円				130円						
		放送・電気設備	1時間につき 210円				210円						
		移動型スコアボード	1台 210円										
		ビデオモニター	1台 530円										
		コインロッカー	1回につき 50円										
岩 槻 城 址 公 園	公園 施設 附属 設備	野球場	一般	960円	1,390円	2,040円	370円						
			児童・生徒	480円	690円	1,010円	210円						
		テニスコート	一般	1面1時間につき 210円			210円						
			児童・生徒	1面1時間につき 100円			100円						
		スコアボード	1時間につき 310円				310円						
		照明設備	野球場	1時間につき 3,240円				3,240円					
テニスコート	1面1時間につき 310円				310円								
岩 槻 諏 訪 公 園	公園 施設 技 場	全面	一般	1,940円	2,800円	4,200円	750円						
			児童・生徒	960円	1,390円	2,090円	370円						
		半面	一般	960円	1,390円	2,040円	370円						
			児童・生徒	480円	690円	1,010円	210円						
岩 槻 文 化 公 園	公園 施設	テニスコート	一般	1面1時間につき 210円			210円						
			児童・生徒	1面1時間につき 100円			100円						
	体育 館	メインアリーナ	アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	専用	全面	3,080円			4,110円	7,190円	1,020円	児童・生徒の利用料金は、左記の金額の半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。	
					半面	1,540円			2,050円	3,590円	510円		
					共用	団体	1,540円			2,050円	3,590円		510円
						個人	300円			410円	710円		100円
				児童・生徒	専用	全面	1,540円			2,050円	3,590円		510円
						半面	770円			1,020円	1,790円		250円
					共用	団体	770円			1,020円	1,790円		250円
						個人	150円			200円	350円		50円
							全面（1時間につき）			2,460円			
							2,460円						
							半面（1時間につき）			1,230円			
							1,230円						
			4分の1面（1時間につき）			610円							
			610円										
			バレーボールコート（1面1時間につき）			820円							
			820円										
			バスケットボールコート（1面1時間につき）			1,230円							
			1,230円										

			バドミントンコート（1面1時間につき）	300円			
		その他の場合	全面	平日（1時間につき） 4,930円	4,930円		
				日曜日、土曜日及び休日（1時間につき） 7,400円	7,400円		
	その他の施設	多目的室	1面1時間につき	820円	820円	児童・生徒の利用料金は、左記の金額の半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。	
		トレーニング室	1時間につき	200円	200円		
		卓球場	1台1時間につき	120円	120円		
		柔道場	1面1時間につき	820円	820円		
		剣道場	1面1時間につき	820円	820円		
		弓道場	全面1時間につき	820円	820円		
			1面1時間につき	200円	200円		
		研修室	1時間につき	200円	200円		
		和室	1時間につき	200円	200円		
		茶室	1時間につき	200円	200円		
附属設備	照明設備	テニスコート	1面1時間につき	310円	310円		
		バレーボールコート	1面1時間につき	410円	410円		
		バスケットボールコート	1面1時間につき	820円	820円		
		バドミントンコート	1面1時間につき	200円	200円		
		メインアリーナ	全面1時間につき	1,640円	1,640円		
		半面1時間につき	820円	820円			
		4分の1面1時間につき	410円	410円			
	放送設備（陸上競技場及びテニスコート（体育館を除く。））	1時間につき	210円	210円			
	放送設備（体育館）	1式	610円	210円			
	電光得点表示板	1式	1,020円				
いす	1脚	10円		研修室等にあらかじめ設置してあるものを除く。			
机	1台	20円					
移動ステージ	1式	200円					
		映写機	1式	200円			
川通公園	公園施設	野球場	一般	3,240円	4,320円	6,790円	1,080円
			児童・生徒	1,610円	2,160円	3,390円	3,240円
附属設備	放送設備	1時間につき	210円	210円			
	照明設備	全点灯	1時間につき	8,640円	8,640円		
		2分の1点灯	1時間につき	4,320円	4,320円		
	スコアボード	1時間につき	310円	310円			
	会議室	1時間につき	130円	130円			

備考

- 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒並びにこれらの者を中心に構成される法人その他の団体をいい、「一般」とは、児童・生徒並びに義務教育就学前の幼

児以外のものをいう。

- 2 「団体」とは、10人以上の者が合同して同一の公園施設を利用する者の集団をいう。
- 3 「個人」とは、団体以外の者が公園施設を利用する場合をいう。
- 4 「専用」とは、試合、大会等のため、団体が同一の公園施設を利用する場合をいう。
- 5 「共用」とは、利用者の同意のもと、複数の個人又は団体が同一の公園施設を利用する場合をいう。
- 6 市外に住所を有する者が利用する場合の利用料金は、上記の表の金額にそれぞれ当該金額の100分の100に相当する額を加えた額とする。ただし、三浦運動公園の利用料金については、この限りでない。
- 7 利用者が入場料等を徴収する場合の公園施設の利用料金は、総収入額の100分の5.4に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、総収入額の100分の5.4に相当する額が、18,000円に満たないときは、18,000円とする。
- 8 時間外利用に係る利用料金は、それぞれの施設の利用の許可に係る利用時間を超過した場合又は午前9時から午後5時までの時間以外に利用する場合に徴収する。この場合において、当該利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 9 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 10 大和田公園の駐車場の供用日は、同施設の屋外プールの供用日と同様とする。
- 11 駐車場に駐車できる自動車の車種は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、かつ、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に定める「自動車の範囲」のうち、第3項、第4項又は第5項に規定する自動車とする。

(さいたま市高齢者いきいの公園条例の一部改正)

第47条 さいたま市高齢者いきいの公園条例（平成13年さいたま市条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(利用料金) 第6条 [略] 2 利用料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。		(利用料金) 第6条 [略] 2 利用料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。	
談話室	高齢者（満60歳以上の者をいう。）以外の者が団体で専用して利用する場合に限り、半日（午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。）につき <u>530</u> 円	談話室	高齢者（満60歳以上の者をいう。）以外の者が団体で専用して利用する場合に限り、半日（午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。）につき <u>520</u> 円
[略]		[略]	
3 [略]		3 [略]	

(さいたま市地域プール条例の一部改正)

第48条 さいたま市地域プール条例（平成13年さいたま市条例第246号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第2（第7条、第11条関係）	別表第2（第7条、第11条関係）

- 1 [略]
2 下落合プール

区分	単位	利用料金	
		一般	児童・生徒
1月5日から6月30日まで及び9月16日から12月25日まで（屋内プール）	[略]	430円	[略]
[略]			

- 3 岩槻温水プール

区分	単位	利用料金	
		一般	児童・生徒
プール	通常利用	[略]	430円
	専用利用	[略]	640円
[略]			

備考 [略]

- 1 [略]
2 下落合プール

区分	単位	利用料金	
		一般	児童・生徒
1月5日から6月30日まで及び9月16日から12月25日まで（屋内プール）	[略]	420円	[略]
[略]			

- 3 岩槻温水プール

区分	単位	利用料金	
		一般	児童・生徒
プール	通常利用	[略]	420円
	専用利用	[略]	630円
[略]			

備考 [略]

（さいたま市大宮公園サッカー場条例の一部改正）

第49条 さいたま市大宮公園サッカー場条例（平成14年さいたま市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前							
別表第1（第9条、第16条関係）					別表第1（第9条、第16条関係）							
施設等の区分	[略]	利用料金				時間外利用	施設等の区分	[略]	利用料金			
		午前	午後	全日	時間外				午前	午後	全日	時間外
公園施設	[略]	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	1時間につき	公園施設	[略]	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	1時間につき	
		<u>4,850</u> 円	<u>6,480</u> 円	<u>10,150</u> 円				<u>4,720</u> 円	<u>6,300</u> 円	<u>9,870</u> 円		

					1,610 円	
附属設備	多目的室	1時間につき		400 円		
	[略]					
	照明設備	全点灯	[略]	1時間につき	108,000 円	
		部分点灯	50 0ルクス	1時間につき	3,990 円	
			20 0ルクス	1時間につき	2,550 円	
大型映像装置	1時間につき		5,400 円			

備考

1 入場料等を徴収する場合の公園施設の利用料金は、上記の表の金額にかかわらず、総収入額の100分の5.4に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、総収入額の100分の5.4に相当する額が18,000円に満たないときは、18,000円とする。

2～4 [略]

別表第2（第9条、第16条関係）

行為の種類	単位	利用料金
[略]		
業として行う写真撮影	撮影機1台につき半日	370 円
	撮影機1台につき1日	750 円
業として行う映画又はテレビジョン撮影	[略]	3,240 円
一時的な広告の表示（次項に規定する場合を除く。）		3,240 円
一時的な広告の表示（大型映像装置により表示する場合に限る。）		129,600 円

備考 [略]

					1,570 円	
附属設備	多目的室	1時間につき		390 円		
	[略]					
	照明設備	全点灯	[略]	1時間につき	105,000 円	
		部分点灯	50 0ルクス	1時間につき	3,880 円	
			20 0ルクス	1時間につき	2,480 円	
大型映像装置	1時間につき		5,250 円			

備考

1 入場料等を徴収する場合の公園施設の利用料金は、上記の表の金額にかかわらず、総収入額の100分の5.25に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、総収入額の100分の5.25に相当する額が18,000円に満たないときは、18,000円とする。

2～4 [略]

別表第2（第9条、第16条関係）

行為の種類	単位	利用料金
[略]		
業として行う写真撮影	撮影機1台につき半日	360 円
	撮影機1台につき1日	730 円
業として行う映画又はテレビジョン撮影	[略]	3,150 円
一時的な広告の表示（次項に規定する場合を除く。）		3,150 円
一時的な広告の表示（大型映像装置により表示する場合に限る。）		126,000 円

備考 [略]

（さいたま市道路占用料徴収条例の一部改正）

第50条 さいたまま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたまま市条例第259号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> 備考 1～5 [略] 6 占用料の計算方法は、次に掲げるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 占用の期間が1月未満の占用料は、上記の表により算出して得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。 (6) [略]	別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> 備考 1～5 [略] 6 占用料の計算方法は、次に掲げるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 占用の期間が1月未満の占用料は、上記の表により算出して得た額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。 (6) [略]

（さいたまま市下水道条例の一部改正）

第51条 さいたまま市下水道条例（平成13年さいたまま市条例第270号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用料の算定方法） 第17条 使用料の額は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額 <u>に100分の108を乗じて算定するものとする。</u> <u>この場合において、当該算定した額に1円未満の</u>	（使用料の算定方法） 第17条 使用料の額は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額 <u>（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u>

端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基本使用料 1月につき 660円
- (2) 従量使用料 汚水排水量（定例日現在において算定した汚水排水量を各月均等とみなして算定した1月における汚水排水量で、1立方メートル未満の端数が生じたときは、定例日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は1立方メートルとして算定したものをいう。）を次の表の左欄に掲げる汚水排水量の区分に応じて区分し、当該区分に応じた汚水排水量に同表の右欄に定める基準額を準じて得た額を合算した額

汚水排水量の区分	基準額（1立方メートルにつき）
10立方メートルまでの分	<u>15円</u>
10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	<u>111円</u>
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	<u>137円</u>
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>167円</u>
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	<u>205円</u>
200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	<u>224円</u>
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	<u>263円</u>
1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	<u>283円</u>
5,000立方メートルを超える分	<u>302円</u>

2・3 [略]

- (1) 基本使用料 1月につき 693円
- (2) 従量使用料 汚水排水量（定例日現在において算定した汚水排水量を各月均等とみなして算定した1月における汚水排水量で、1立方メートル未満の端数が生じたときは、定例日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は1立方メートルとして算定したものをいう。）を次の表の左欄に掲げる汚水排水量の区分に応じて区分し、当該区分に応じた汚水排水量に同表の右欄に定める基準額を準じて得た額を合算した額

汚水排水量の区分	基準額（1立方メートルにつき）
10立方メートルまでの分	<u>15円75銭</u>
10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	<u>116円55銭</u>
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	<u>143円85銭</u>
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>175円35銭</u>
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	<u>215円25銭</u>
200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	<u>235円20銭</u>
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	<u>276円15銭</u>
1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	<u>297円15銭</u>
5,000立方メートルを超える分	<u>317円10銭</u>

2・3 [略]

（さいたま市給水条例の一部改正）

第52条 さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給水装置の新設等の申込み)	(給水装置の新設等の申込み)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 給水装置の新設工事及び水道メーター（以下「メーター」という。）の口径が増径となる改造工事の申込者は、次の表に掲げる区分の金額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額の分担金を納付しなければならない。この場合において、メーターの口径が増径となる改造工事の申込者が納付する分担金は、新口径と旧口径に係る分担金の差額とする。	2 給水装置の新設工事及び水道メーター（以下「メーター」という。）の口径が増径となる改造工事の申込者は、次の表に掲げる区分の金額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の分担金を納付しなければならない。この場合において、メーターの口径が増径となる改造工事の申込者が納付する分担金は、新口径と旧口径に係る分担金の差額とする。
[略]	[略]
3 前項の規定にかかわらず、共同住宅用に係る分担金は、10万円に <u>100分の108</u> を乗じて得た額に室数を乗じた額とする。	3 前項の規定にかかわらず、共同住宅用に係る分担金は、10万円に <u>100分の105</u> を乗じて得た額に室数を乗じた額とする。
4 [略]	4 [略]
(工事費の算出方法)	(工事費の算出方法)
第15条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	第15条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
(料金)	(料金)
第30条 料金は、1月につき次の表に掲げる区別による基本料金と水量料金の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	第30条 料金は、1月につき次の表に掲げる区別による基本料金と水量料金の合計額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
[略]	[略]
2・3 [略]	2・3 [略]
附 則	附 則
1～6 [略]	1～6 [略]

7 編入前の岩槻市条例の規定により設置されたメーターで一般用の口径が30ミリメートルのものに係る料金については、第30条の規定にかかわらず、当分の間、1月につき4,800円の基本料金と次の表に定めるところにより算定した水量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[略]

8・9 [略]

7 編入前の岩槻市条例の規定により設置されたメーターで一般用の口径が30ミリメートルのものに係る料金については、第30条の規定にかかわらず、当分の間、1月につき4,800円の基本料金と次の表に定めるところにより算定した水量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[略]

8・9 [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第15条中第9条、第11条第4項及び第12条第1項の改正並びに別表の改正（同表6の項中「ねこ」を「猫」に改める部分及び同表7の項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「ねこ」を「猫」に、「ねこ等」を「猫等」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

- 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

第1条の規定による改正後のさいたま市行政財産の使用料に関する条例別表の規定	使用
第2条の規定による改正後のさいたま市図書館条例第19条第1項の規定	許可の申請
第3条の規定による改正後のさいたま市青少年宇宙科学館条例別表第2の規定	利用
第4条の規定による改正後のさいたま市宇宙劇場条例第9条第2項（同条例第16条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条例別表第1の規定	観覧
第4条の規定による改正後のさいたま市宇宙劇場条例別表第2	許可の申請

の規定	
第5条の規定による改正後のさいたま市公民館条例別表第1の規定	許可の申請
第6条の規定による改正後のさいたま市立少年自然の家条例別表の規定	許可の申請
第7条の規定による改正後のさいたま市うらわ美術館条例別表第2及び別表第3の規定	許可の申請
第8条の規定による改正後のさいたま市浦和ふれあい館条例別表の規定	許可の申請
第9条の規定による改正後のさいたま市大宮ふれあい福祉センター条例別表の規定	許可の申請
第10条の規定による改正後のさいたま市総合療育センターひまわり学園条例別表の規定	交付
第11条の規定による改正後のさいたま市保健所条例第3条第3項の規定	交付
第12条の規定による改正後のさいたま市こころの健康センター条例第3条第3項の規定	交付
第13条の規定による改正後のさいたま市墓地及び納骨堂条例別表第1及び別表第2の規定	利用
第14条の規定による改正後のさいたま市斎場及び火葬場条例別表の規定	利用
第15条の規定による改正後のさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例別表（7の項第1号を除く。）の規定	申請
第15条の規定による改正後のさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例別表（7の項第1号に限る。）の規定	保管
第16条の規定による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条第1項の規定	一般廃棄物の処理
第16条の規定による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再	産業廃棄物

生利用に関する条例第30条第1項の規定	の処分
第17条の規定による改正後のさいたま市病院事業の設置等に関する条例第5条第2項の規定	使用
第17条の規定による改正後のさいたま市病院事業の設置等に関する条例第6条の規定	交付
第18条の規定による改正後のさいたま市営北浦和臨時駐車場条例別表の規定	利用
第20条の規定による改正後のさいたま市営桜木駐車場条例別表の規定	利用
第23条の規定による改正後のさいたま市コミュニティ施設条例別表第3（2の表駐車場の項、16の表駐車場の項、20の表駐車場の項及び22の表自転車等駐車場の部自動二輪車の項を除く。）の規定	許可の申請
第23条の規定による改正後のさいたま市コミュニティ施設条例別表第3（2の表駐車場の項、16の表駐車場の項、20の表駐車場の項及び22の表自転車等駐車場の部自動二輪車の項に限る。）の規定	利用
第24条の規定による改正後のさいたま市ホテル南郷条例別表の規定	利用
第25条の規定による改正後のさいたま市六日町山の家条例別表の規定	利用
第26条の規定による改正後のさいたま市新治ファミリーランド条例別表の規定	利用
第29条の規定による改正後のさいたま市盆栽四季の家条例別表の規定	許可の申請
第30条の規定による改正後のさいたま市大宮ソニック市民ホール条例別表の規定	許可の申請
第31条の規定による改正後のさいたま市文化会館条例別表（	許可の申請

1 文化センターの利用料金の表駐車場の項及び2 市民会館うらわの利用料金の表イ集会室等の利用料金の表駐車場の項を除く。))の規定	
第31条の規定による改正後のさいたま市文化会館条例別表（1 文化センターの利用料金の表駐車場の項及び2 市民会館うらわの利用料金の表イ集会室等の利用料金の表駐車場の項に限る。))の規定	利用
第32条の規定による改正後のさいたま市伝統文化施設条例別表の規定	許可の申請
第33条の規定による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例別表第1の規定	納付
第33条の規定による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例別表第2及び別表第3の規定	利用
第34条の規定による改正後のさいたま市体育館条例別表第2の規定	許可
第35条の規定による改正後のさいたま市大宮武道館条例別表第2の規定	利用
第36条の規定による改正後のさいたま市男女共同参画推進センター条例別表の規定	許可の申請
第37条の規定による改正後のさいたま市市民活動サポートセンター条例別表の規定	利用
第38条の規定による改正後のさいたま市産業振興会館条例別表の規定	許可の申請
第39条の規定による改正後のさいたま市産業文化センター条例別表の規定	許可の申請
第40条の規定による改正後のさいたま市農業者トレーニングセンター条例別表第1及び別表第2（花き母樹温室の項を除く。))の規定	利用

第40条の規定による改正後のさいたま市農業者トレーニングセンター条例別表第2（花き母樹温室の項に限る。）の規定	許可の申請
第41条の規定による改正後のさいたま市市民の森条例別表（市民農園の項を除く。）の規定	許可の申請
第41条の規定による改正後のさいたま市市民の森条例別表（市民農園の項に限る。）の規定	利用
第42条の規定による改正後のさいたま市農村広場条例別表の規定	許可の申請
第43条の規定による改正後のさいたま市大宮花の丘農林公苑条例別表の規定	許可の申請
第46条の規定による改正後のさいたま市都市公園条例別表第3及び別表第4の規定	利用
第47条の規定による改正後のさいたま市高齢者いこいの公園条例第6条第2項の規定	利用
第48条の規定による改正後のさいたま市地域プール条例別表第2の規定	利用
第49条の規定による改正後のさいたま市大宮公園サッカー場条例別表第1及び別表第2の規定	利用
第50条の規定による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定	占用
第51条の規定による改正後のさいたま市下水道条例第17条第1項の規定	使用
第52条の規定による改正後のさいたま市給水条例第30条第1項及び附則第7項の規定	使用

（さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 施行日以後に一般廃棄物を処理する場合において、施行日前に、粗大ごみ等処理手数料納付券の交付と引換えに第16条の規定による改正前のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料を

徴収したときは、第16条の規定による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料を徴収したものとみなす。

(さいたま市営北浦和臨時駐車場条例等の一部改正に伴う経過措置)

4 次に掲げる規定により発行された回数券は、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

- (1) 第18条の規定による改正前のさいたま市営北浦和臨時駐車場条例第4条第4項の規定
- (2) 第20条の規定による改正前のさいたま市営桜木駐車場条例第4条第4項の規定
- (3) 第46条の規定による改正前のさいたま市都市公園条例第19条第6項の規定
- (4) 第48条の規定による改正前のさいたま市地域プール条例第7条第4項の規定

(さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例等の一部改正に伴う経過措置)

5 次に掲げる規定により発行された駐車定期券は、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

- (1) 第19条の規定による改正前のさいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例第5条第3項の規定
- (2) 第21条の規定による改正前のさいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例第5条第3項の規定
- (3) 第22条の規定による改正前のさいたま市営浦和駅東口駐車場条例第4条第4項の規定

(さいたま市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日前から継続している下水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるもの（以下この項において「特定使用」という。）にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日か

ら平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「特定使用に係る部分」という。）の当該確定した使用料（特定使用にあっては、当該確定した使用料のうち当該特定使用に係る部分に対応する部分に限る。）に係る第51条の規定による改正後のさいたま市下水道条例第17条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

7 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（さいたま市給水条例の一部改正に伴う経過措置）

8 施行日前から継続している水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるもの（以下この項において「特定使用」という。）にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「特定使用に係る部分」という。））の当該確定した料金（特定使用にあっては、当該確定した料金のうち当該特定使用に係る部分に対応する部分に限る。）に係る第52条の規定による改正後のさいたま市給水条例第30条第1項及び附則第7項の規定の適用については、なお従前の例による。

9 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。